

O PEN

～開かれたまちづくり～

H OPE

～希望の持てるまちづくり～

C HALLENGE

～挑戦できるまちづくり～



# 第2次 日高川町 長期総合計画

地域の個性で創る 元気創造空間  
日高川町

平成30年3月  
日高川町



# ごあいさつ

私たちのまち日高川町は、平成 17 年5月1日に、川辺町、中津村、美山村の3町村の合併により誕生しました。そして、平成 20 年度を初年度とする「第1次日高川町長期総合計画（日高川ネットワークプラン）」を策定し、「人の和、地域の和でつくる 元気創造空間・日高川町」を将来像として掲げ、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。



日高川町が誕生し、12年以上が経過した現在、先行きが不透明な社会・経済情勢や本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展、東海・東南海・南海地震の発生予測の高まりなど、山積する課題への対応とともに、複雑多様化する住民ニーズへの対応が求められています。

このような状況の中、本町の新たなまちづくりの指針である「第2次日高川町長期総合計画」を策定し、まちづくりの原則として、「OPEN ～開かれたまちづくり～」 「HOPE ～希望の持てるまちづくり～」 「CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～」の3つを定め、「地域の個性で創る 元気創造空間 日高川町」の実現に向けて、住民の皆さまのご理解とご協力のもと、皆が一体となって各施策を推進して参る所存であります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました皆さまをはじめ、熱心に計画をご審議いただきました「日高川町長期総合計画審議会」の委員の皆さまに改めて感謝申し上げますとともに、今後とも、住民の皆さまのさらなるご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

平成 30 年3月

日高川町長 久留米 啓史



# 目 次

第Ⅰ部 序論.....	1
第1章 はじめに .....	2
1. 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2. 計画の目的と役割.....	2
3. 計画の構成と期間.....	3
第2章 日高川町の姿 .....	4
1. 位置と地勢 .....	4
2. 歴史・沿革 .....	4
3. 日高川町の特性 .....	5
4. 日高川町の人口・世帯等の状況 .....	7
5. ヒアリング・アンケートからみる住民意識 .....	13
第3章 日高川町を取り巻く社会潮流 .....	19
1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行.....	19
2. 地域経済・産業構造の変化 .....	19
3. 安全・安心が確保される社会 .....	20
4. 環境に配慮した社会.....	20
5. 高度情報化社会 .....	21
6. 地方分権型社会 .....	21
第4章 まちづくりの現状・課題と今後の方向性.....	22
1. 人口減少、少子高齢化社会への対応.....	22
2. 地域産業の活性化.....	22
3. とともに支え合う地域づくり .....	22
4. 安全・安心な環境の整備 .....	23
5. 暮らしやすさの向上.....	23
6. 協働のまちづくりの推進 .....	23
7. 時代に即した行財政運営の推進 .....	23
第Ⅱ部 基本構想 .....	25
第1章 まちづくりの基本原則 .....	26
第2章 日高川町のあるべき姿 .....	27
1. 将来像.....	27
2. 人口の目標 .....	28
3. 土地利用の方針 .....	29
第3章 施策の大綱 .....	31
1. 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち .....	31
2. 活力と交流に満ちた元気産業のまち.....	31
3. 豊かな心を育む教育・文化のまち .....	32
4. だれもが元気になる健康福祉のまち.....	32
5. 自然と共生する快適・安全なまち .....	33
6. とともに創る自立したまち.....	33
第4章 重点施策 .....	34
第5章 計画の推進にあたって .....	37

第Ⅲ部 前期基本計画 .....	39
第1章 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち .....	40
1. 住環境の維持・向上 .....	40
2. 土地の有効利用 .....	42
3. 道路・交通ネットワークの整備 .....	44
4. 情報ネットワークの整備 .....	47
第2章 活力と交流に満ちた元気産業のまち .....	49
1. 農業の振興 .....	49
2. 林業の振興 .....	53
3. 商工業の振興 .....	57
4. 観光の振興 .....	60
5. 雇用対策の推進と後継者の定住促進 .....	63
第3章 豊かな心を育む教育・文化のまち .....	65
1. 生きる力を育む学校教育の推進 .....	65
2. 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成 .....	69
3. 生涯学習の推進 .....	71
4. 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承 .....	73
5. 元気を生み出すスポーツの振興 .....	75
第4章 だれもが元気になる健康福祉のまち .....	78
1. 健康づくり・医療体制の充実 .....	78
2. 地域福祉の充実 .....	82
3. 子育て支援の充実 .....	84
4. 高齢者支援の充実 .....	87
5. 障害者支援の充実 .....	90
6. 社会保障の周知 .....	93
第5章 自然と共生する快適・安全なまち .....	95
1. 自然環境と調和したまちの創造 .....	95
2. 上下水道の整備 .....	98
3. 廃棄物処理等環境衛生の充実 .....	100
4. 公園・緑地・水辺の整備 .....	103
5. 消防・防災の充実 .....	105
6. 交通安全・防犯の充実 .....	108
第6章 ともに創る自立したまち .....	112
1. 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進 .....	112
2. コミュニティ力の発揮 .....	115
3. 協働のまちづくりの推進 .....	117
4. 自主自立の自治体経営の推進 .....	119
資料編 .....	121
1. 諮問書・答申書 .....	122
2. 日高川町長期総合計画審議会条例 .....	124
3. 日高川町長期総合計画審議会委員名簿 .....	126
4. 策定経過 .....	127
5. 成果指標の設定 .....	128
6. 用語解説 .....	133

# 第 I 部 序論

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景と趣旨

日高川町（以下「本町」という。）は、平成17年5月1日に、川辺町、中津村、美山村の3町村の合併により誕生しました。そして、新たな時代のまちづくりの指針として、平成20年度を初年度とする「第1次日高川町長期総合計画（日高川ネットワークプラン）」を策定し、「人の和、地域の和でつくる 元気創造空間・日高川町」を将来像として掲げ、平成29年度を目標年度として、その実現に向けたまちづくりに取り組んできました。

しかし、この間、東日本大震災や平成23年台風12号災害をはじめ、全国各地で発生する大規模災害、人口減少社会のさらなる進行、経済成長の鈍化など、社会経済を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、多種多様化する地域課題に適切に対応するためのまちづくりが求められています。

また、国においては、平成23年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務づけが撤廃されました。そのため、それぞれの自治体において総合計画のあり方（位置づけ、役割）を自ら設定する必要があります。

このような背景を踏まえ、本町を取り巻く課題を住民と行政の協働及び役割分担を通じて解決するとともに、本町でのよりよい暮らしをめざして、住民と行政がまちづくりに取り組む「第2次日高川町長期総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。また、「まちづくりの基本原則」や「将来像」といったまちづくりの目標を明らかにし、その実現に向けての、住民と行政の共通の指針とします。

## 2. 計画の目的と役割

本計画は、本町のまちづくりの最上位計画であるとともに、総合的かつ計画的な町政運営のための計画です。

また、住民や地域、団体、企業においては本計画を共通の目標として、町政に対する理解及び協力、積極的な参画を期待するとともに、国や県、周辺市町に対しては、計画の実現に向けて必要な支援と協力を要請します。



### 3. 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」及び「基本計画」により構成されています。それぞれの構成と期間は、次のとおりです。

#### 基本構想

##### 構成

本町の特性や課題を総合的に勘案し、あるべき姿と、その実現に向けた施策の大綱、重点施策等を示します。

##### 期間

平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。

#### 基本計画

##### 構成

基本構想に基づき、今後推進する主要な施策を体系的に示したもので、急速に変化する社会経済情勢に対応できるよう、前期基本計画と後期基本計画に分けて策定します。

##### 期間

前期基本計画が平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間、後期基本計画が平成 35（2023）年度から平成 39（2027）年度までの 5 年間とします。

## 第2章 日高川町の姿

### 1. 位置と地勢

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県のほぼ中央部に位置しており、東は田辺市、南は田辺市及び印南町、西は御坊市及び日高町、北は広川町及び有田川町と接しています。

東西に細長い形をしており、総面積の約9割が森林となっています。また、中央部を日高川が東西に蛇行しながら流れています。

日高川下流域には人口が集積した地域がありますが、総じて日高川及びその支流に沿って集落が点在しています。

東西約35km、南北約10km、総面積は331.59km<sup>2</sup>で、和歌山県の総面積の約7%を占め、和歌山県下30市町村のうち、田辺市、有田川町に続き、3番目に広い面積となっています。

### 2. 歴史・沿革

本町は、その昔、平安時代から鎌倉時代にかけて矢田荘・川上（河上）荘・寒川荘に属し、神護寺領となっていました。

近世に入り、明治22年の市町村制施行によって7つの村を形成していましたが、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法施行に伴う、いわゆる「昭和の大合併」により、昭和30年1月1日に丹生村、早蘇村、矢田村が合併して川辺町が、昭和31年3月31日に川上村と寒川村が合併して美山村が、昭和31年8月1日に船着村と川中村が合併して中津村が発足、その後、昭和37年4月1日に中津村藤野川区が川辺町に編入されました。

平成13年より、日高地方の市町村合併について調査・協議が進められてきました。そして、平成17年5月1日に川辺町、中津村、美山村が合併し、日高川町が誕生し、現在に至ります。

### 3. 日高川町の特性

本町は、水と緑の豊かな自然をはじめ、多様な特性・資源を有する特色あるまちです。日高川町らしいまちづくりを進めるにあたっては、特性・資源を生かし、さらに磨きあげていく視点を持つ必要があります。本町の生かすべき代表的な特性は、次のとおりです。

#### 特性1 母なる清流日高川と緑輝く森林をはじめとする 水と緑の豊かな自然が息づくまち

本町は、北部には白馬山脈、東南部には真妻山脈が連なり、森林が総面積の約9割を占める緑輝くまちであるとともに、中央部には日高川が流れ、その支流も含めてうるおいのある水辺空間を形成しており、都市部ではみられない水と緑の美しく豊かな自然が息づいています。

特に、護摩壇山に源を発し、蛇行しながら西へ流れる日高川は、地域の産業や文化、暮らしを育み、昔も今も人々に多くの恵みをもたらしているほか、流域一帯は、四季折々に表情を変える優れた自然景観を誇ります。

#### 特性2 県中央部に位置し、広域道路網の整備等により アクセスに恵まれたまち

本町は、和歌山県のほぼ中央部に位置し、県都和歌山市から約50km、大阪市から約100km、関西国際空港から約80kmの距離にあり、都市部に比較的近接しています。

高速自動車道としては近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、川辺インターチェンジが設置されているほか、内陸ルートで和歌山市方面へ通じる国道424号が町の中央部を走るなど、広域アクセスにも比較的恵まれています。さらに、現在は近畿自動車道紀勢線（有田～南紀田辺間）の4車線化や川辺インターチェンジのフルインター化の早期供用を推進しており、交通立地条件が向上しています。

#### 特性3 多種多様な農林産物を生み出す、特色ある農林業のまち

本町は、温暖な気候や日高川の豊かな水、広大な森林資源など、日高地方特有の自然条件を生かし、古くから特色ある農林業の地域として発展してきました。

現在、農業では、和歌山県の主要産物である柑橘類をはじめ、野菜類ではミニトマトやウスイエンドウなどの栽培とともに、稲作が行われています。林業では、スギ・ヒノキ材の生産をはじめ、千両・サカキ・高野マキ等の花木栽培やシイタケ等の特用林産物の生産、生産量日本一を誇る紀州備長炭、山菜のブランド加工品など、多種多様な農林産物が生み出されています。

平成 28 年度には紀中森林組合が発足し、林業・木材産業の成長産業化を図るとともに、低コスト林業を推進しています。

#### **特性 4 特徴的な地域の祭礼をはじめとして、貴重な文化遺産を有する歴史文化のまち**

本町は、長い歴史の中で先人たちが築いてきた特徴的な地域文化が脈々と息づく、ロマンあふれる歴史文化のまちです。

安珍清姫伝説で全国的にも知名度の高い道成寺や、奇祭で有名な丹生神社の笑い祭、寒川祭などの地域の祭礼・伝統芸能をはじめとして、有形・無形の貴重な文化遺産が大切に受け継がれています。

また、俳諧師、浮世草子作家として有名な井原西鶴や、歌舞伎の女形役者として一世を風靡した芳澤あやめ、八代将軍徳川吉宗の生誕地といわれており、これらの文化的要素を生かしたまちづくりを進めています。

#### **特性 5 温泉やキャンプ場をはじめ、多彩な観光・交流・スポーツ施設のあるまち**

本町には、日高川をはじめとした自然資源や農林業資源、歴史文化資源はもとより、きのくに中津荘や中津温泉あやめの湯鳴滝、美山温泉愛徳荘などの豊富な温泉施設、鳴滝キャンプ場、文化教育施設である日高川交流センターやかわべ天文公園、県下最大級のテニスコートを備えたかわべテニス公園、さらには平成 27 年度の国体により整備充実した南山スポーツ公園、ゴルフ場、森林公園、産品展示販売所等、多彩で魅力ある観光・交流施設があり、本町の貴重な地域資源となっています。

#### **特性 6 心温かく人情味あふれる、移住・交流が活発なまち**

本町には、豊かな自然と特徴的な歴史文化、農山村としての歩みなどを背景に、古くから培われてきた人の温かさや人情、地域のつながりが色濃く残っています。

こうした住民性を背景に、各地区におけるコミュニティ活動はもちろんのこと、田舎暮らしを希望する都市部の住民の受け皿となる仕組みづくりの推進により、県下でも指折りの成果を挙げています。他にも花づくり活動や地域安全活動、学習・文化・スポーツ活動など、さまざまな分野において住民の自主的な活動が活発に展開されています。

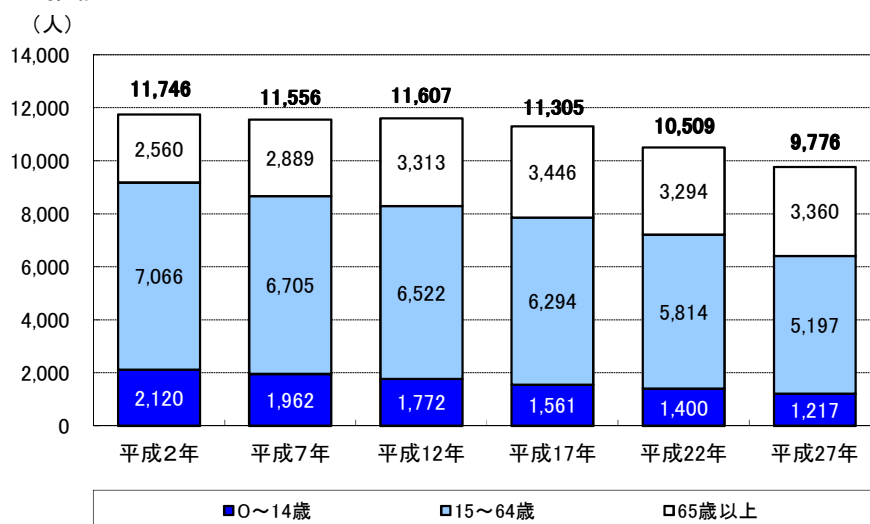
## 4. 日高川町の人口・世帯等の状況

### (1) 人口と世帯

平成27年の国勢調査では、本町の総人口は9,776人となっています。平成7年から平成12年にかけて微増がみられましたが、それ以降は減少が続いています。また、平成17年から平成27年にかけての減少率は13.5%となっています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少が続いています。また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は平成27年で34.4%と、3人に1人が高齢者となっています。

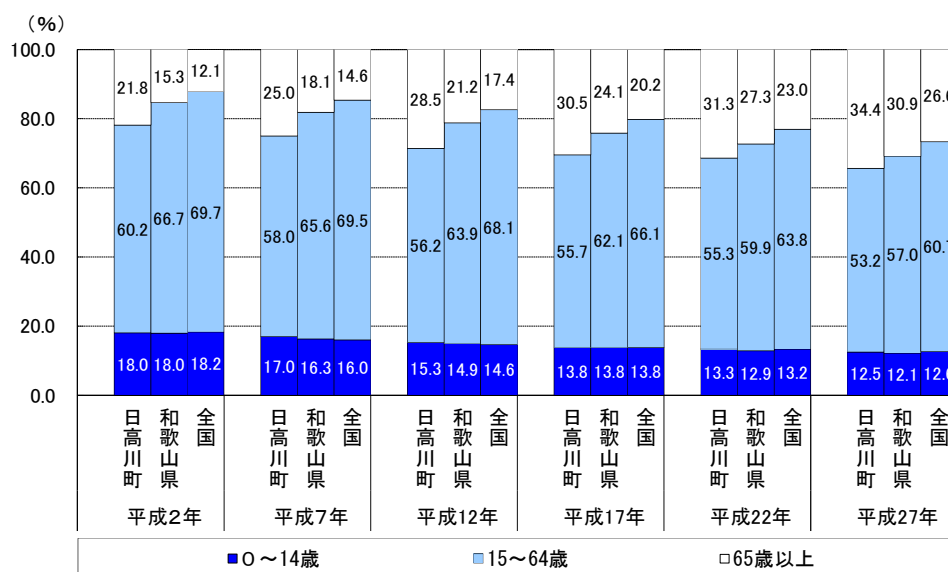
#### ■総人口の推移



資料：国勢調査

(平成17～27年は総数に年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。)

#### ■年齢3区分別人口比率の推移及び全国、和歌山県との比較

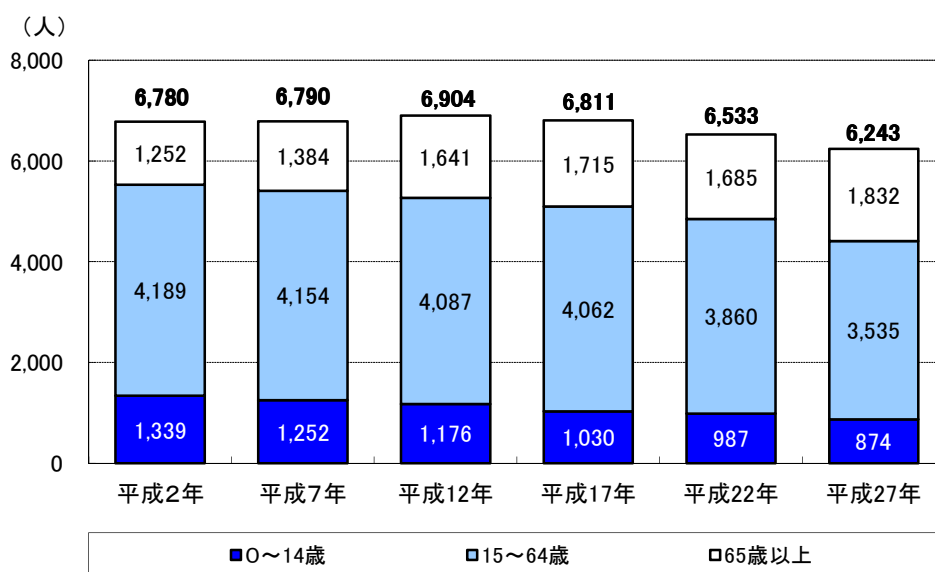


資料：国勢調査

各地区の人口の推移についてみると、総人口における平成7年から平成12年にかけての微増は、川辺地区と中津地区における増加によるものとなっています。以降は、いずれの地区も減少傾向となっています。

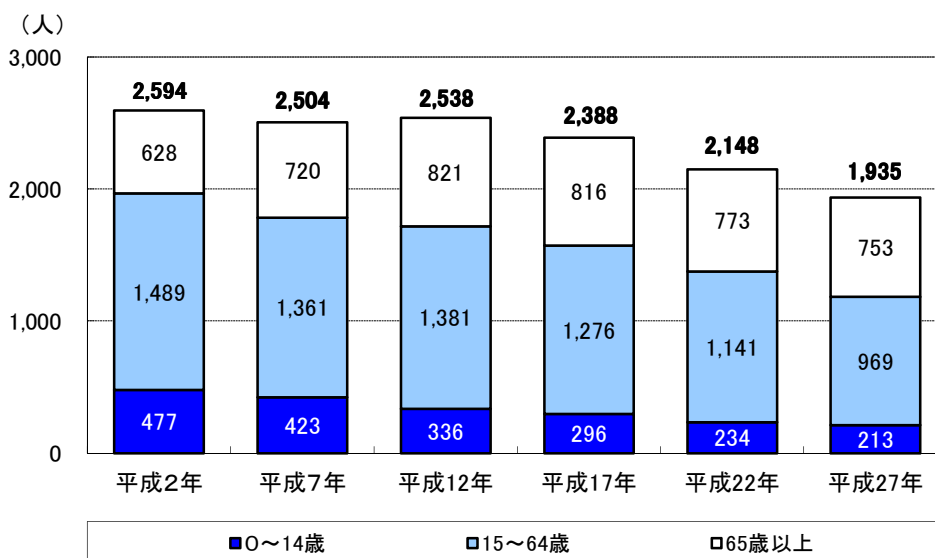
また、各地区における年齢3区分別人口比率をみると、川辺地区、中津地区、美山地区と段階的に少子高齢化が進んでおり、特に美山地区における高齢化率は48.5%と高くなっています。一方で、平成27年の川辺地区における年少人口（0～14歳）割合は14.0%となっており、前述の全国（12.6%）及び和歌山県（12.1%）を上回る水準となっています。

### ■川辺地区の人口の推移



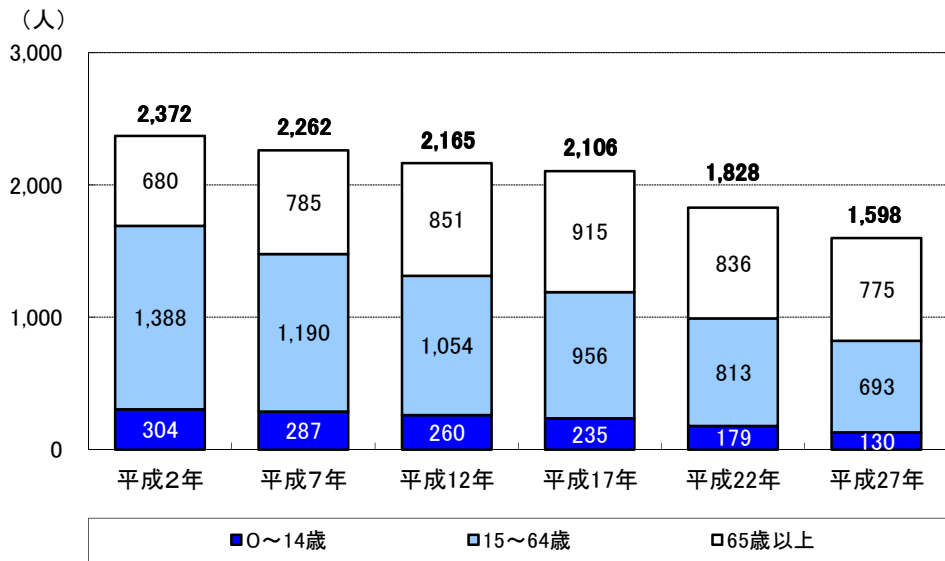
資料：国勢調査  
(平成17～27年は総数に年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。)

### ■中津地区の人口の推移



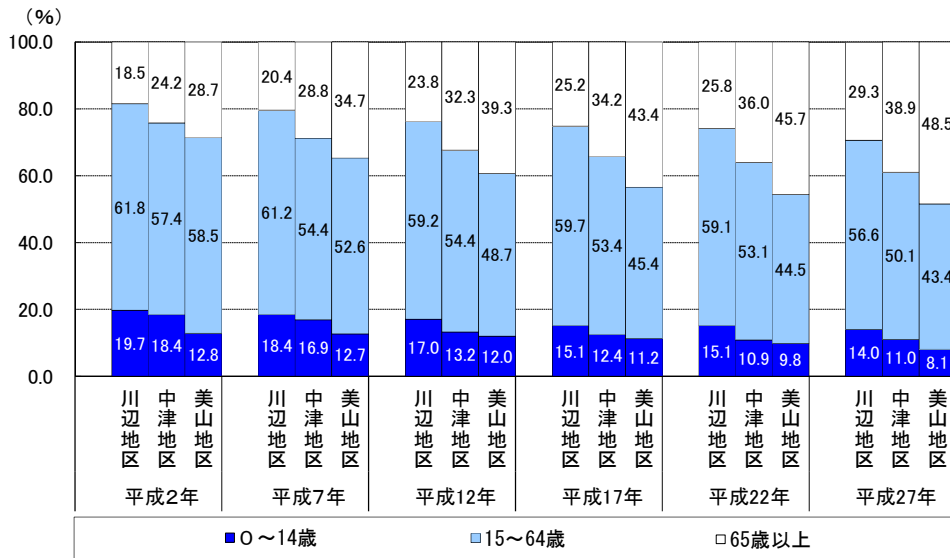
資料：国勢調査

■美山地区の人口の推移



資料：国勢調査

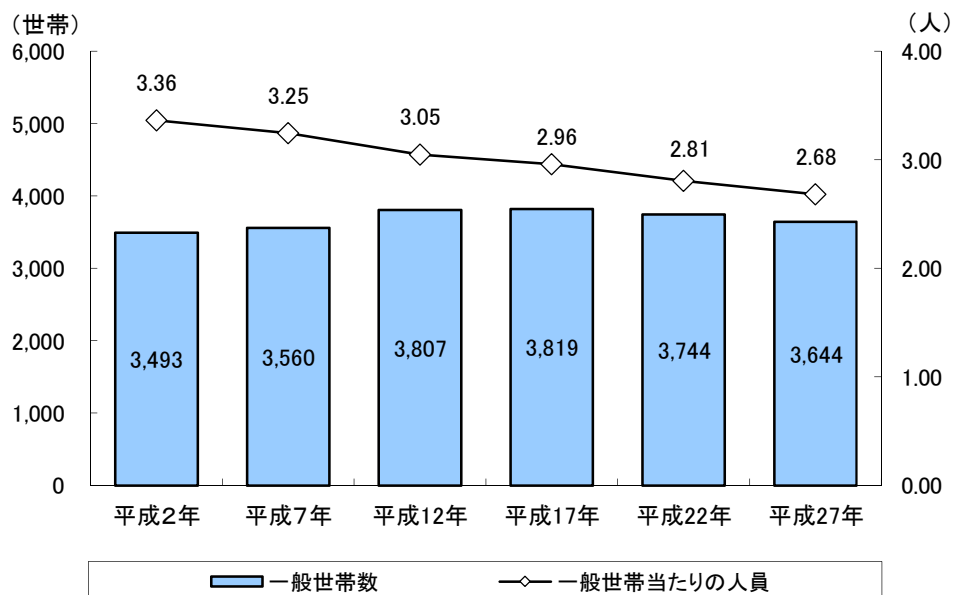
■各地区における年齢3区分別人口比率の推移の比較



資料：国勢調査

本町の一般世帯数と一般世帯当たりの人員の推移をみると、一般世帯数については平成17年をピークに、わずかながら減少傾向となっています。また、一般世帯当たりの人員については、平成2年から減少傾向となっており、世帯当たりの人員が減少する核家族化が進んでいます。

■一般世帯数と一般世帯当たりの人員の推移



資料：国勢調査

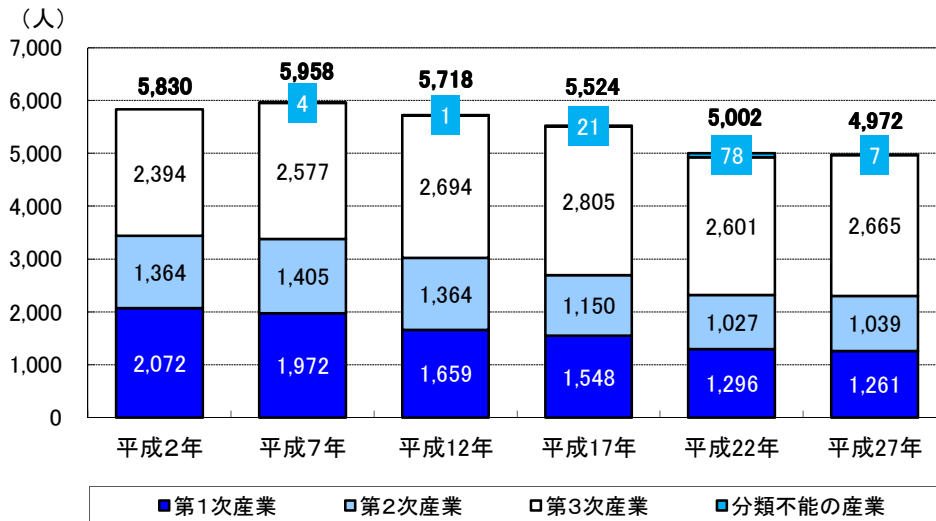


## (2) 産業構造

本町の就業者数は、平成7年をピークに減少傾向となっています。

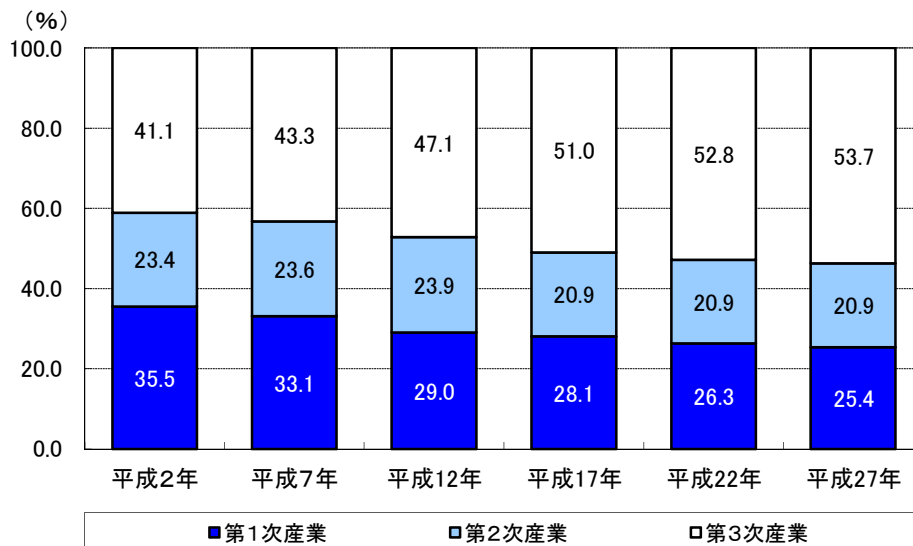
産業区分別就業者比率の推移をみると、平成2年から平成27年にかけて第1次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が増加しています。

■産業区分別就業者数の推移



資料：国勢調査

■産業区分別就業者比率の推移

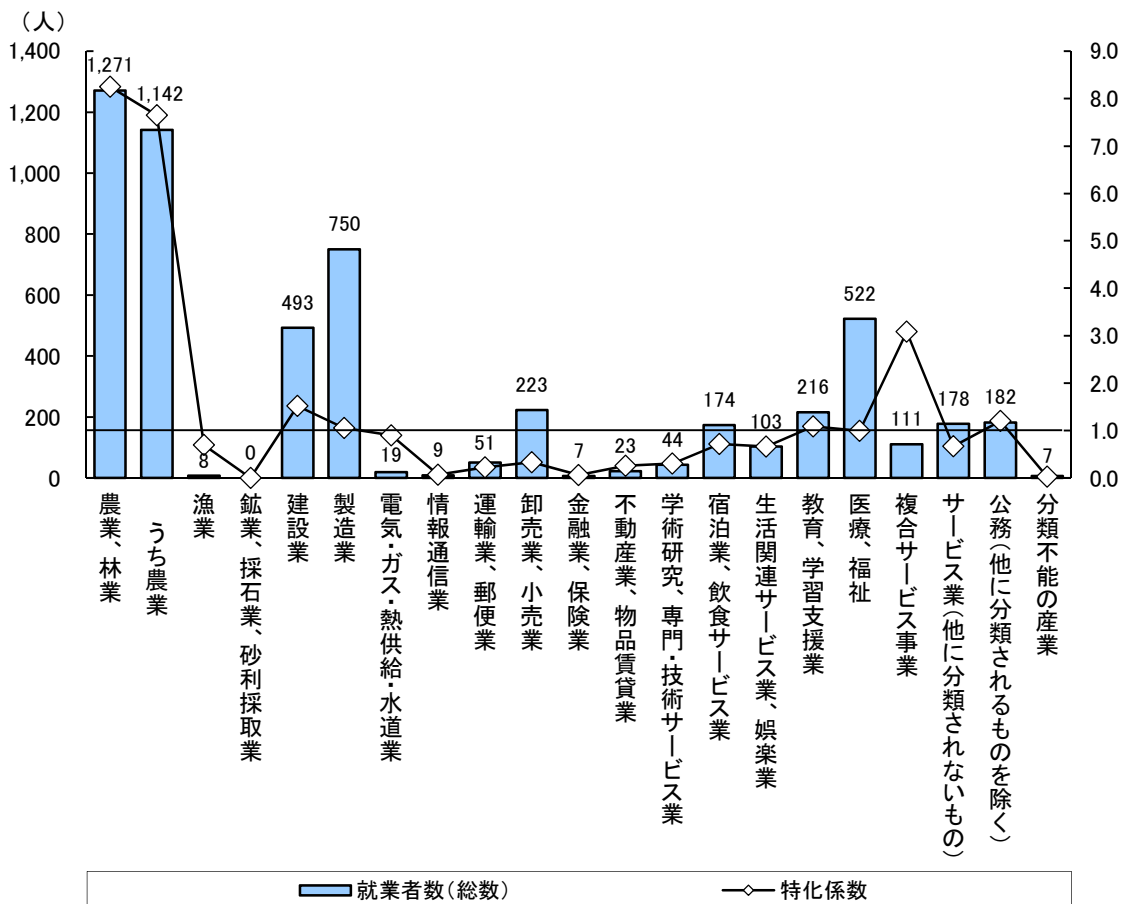


資料：国勢調査

本町における業種別従業者数については、「農業、林業」「製造業」の順に多くなっています。

特化係数については、「農業、林業」が非常に高くなっており、本町の基幹産業であるといえます。

■業種別従業者数の状況及び特化係数



資料：国勢調査（平成 27 年）

## 5. ヒアリング・アンケートからみる住民意識

### (1) 地区別関係団体ヒアリング

#### ① 概要

本計画を策定するにあたり、地域の団体及び各種産業団体等の意見・要望、活動状況を把握するとともに、今後 10 年のまちづくりの方向性を検討するための基礎資料を得るために実施しました。

#### ■ヒアリング対象団体と実施日時等

対象団体名	日 時	参加者数
川辺地区区長会	平成 28 年 12 月 13 日 (火)	4 名
中津地区区長会	平成 28 年 12 月 17 日 (土)	6 名
美山地区区長会	平成 28 年 12 月 22 日 (木)	3 名
日高川町農業振興協議会	平成 29 年 2 月 7 日 (火)	4 名
紀中森林組合	平成 28 年 12 月 22 日 (木)	2 名
日高川町商工会	平成 29 年 1 月 16 日 (月)	4 名
寒川寄合会	平成 28 年 12 月 17 日 (土)	5 名
日高川町社会福祉協議会	平成 28 年 12 月 13 日 (火)	3 名

(敬称略、順不同)

#### ② 主なご意見について

##### 「川辺地区区長会」

- ◎ 川辺地区の中でも、地域によって人口が増えているなど動向に差があるので、ポイントを絞った宅地開発など、思い切った取り組みが必要との意見がありました。
- ◎ 農業の後継者問題と併せて、耕作放棄地や有害鳥獣などの被害が問題となっています。官民の連携を促進し、担い手の確保等に取り組む必要があります。
- ◎ 町内 3 地区の特徴をうまく生かした取り組みが求められています。

##### 「中津地区区長会」

- ◎ 中津地区は川辺地区と美山地区の間に位置していますが、特徴においても両地区の中間的な位置づけと考えられます。3 地区の特色を最大限に伸ばせるような取り組みが求められています。
- ◎ 町の持続性を勘案すると、若い世代（ファミリー層）の転入は欠かせないため、子育て支援や教育の充実を図る必要があります。また、雇用の確保も重要です。

- ◎ 今後、人口減少や過疎対策に取り組んでいくにあたっては、おそれることなくトライ&エラーにより推進すべきではないかとの意見がありました。

#### 「美山地区区長会」

- ◎ 日高川町は農林業の町ですが、地域の実情に合わせた支援が求められています。
- ◎ 高齢化率が町内で最も高い地区であるため、情報発信をするにしても、高齢者の状況に合わせた発信が必要です。
- ◎ 地域資源を積極的に活用し、少しでも経済活動に拍車がかかるような取り組みが求められています。

#### 「日高川町農業振興協議会」

- ◎ 「しごと」としての農業は確立されつつありますが、住居の確保が課題です。
- ◎ 鳥獣害対策は早急に求められる課題です。各団体の連携とともに、人的資源を確保して進める必要があります。
- ◎ 積極的にリスクマネジメントし、農産品の付加価値化に取り組むなど、工夫を凝らした活動を展開していくことが求められています。

#### 「紀中森林組合」

- ◎ 林業の特性上、大きなサイクルでの担い手確保が必要です。中堅は育ってきているものの、若手が足りていない状況です。
- ◎ 生産性の高い林業を進めていくため、県と足並みをそろえた取り組みを進める必要があります。
- ◎ 合併して間もない状況ですが、前向きに取り組んでいき、活動を軌道にのせていくことが重要です。

#### 「日高川町商工会」

- ◎ 生活の利便性向上や技術の進歩によって、商工業への風当たりが厳しいものとなっています。また、時代潮流と補助制度が噛み合っていないところが課題となっています。
- ◎ 観光客の推移は横ばいのため、町内への波及効果を広げるなど、増加に向かうような方策の検討が必要です。
- ◎ 町で働くにも、一旦町外に出て、経験を積んでから働いてもらうほうがプラスになる面もあるため、若い担い手の確保にあたっては、バリエーションを持たせることなどが必要であると考えられます。

### 「寒川寄合会」

- ◎ 町内でも先駆けて過疎対策を行ってきましたが、それでも人口は減っている現状です。今後も継続した取り組みを進めながら、思い切った対策が必要と考えられます。
- ◎ 子どもを取り巻く環境として、自然は多くあるものの、高校進学タイミングで地域を離れざるを得ない現状があります。
- ◎ 地域特性を生かした、積極的な取り組みに向けた機運が高まっています。

### 「日高川町社会福祉協議会」

- ◎ 高齢化の進展は顕著ですが、地域によって差があります。また、組織内でも高齢化は進んでおり、長期的な視点による対策が必要です。
- ◎ 地域福祉に係る取り組みを計画化したことにより、今後、住民による主体的な活動が期待されます。
- ◎ 高齢者を取り巻く社会潮流は刻一刻と変化していますが、地域の実情に応じた対策を行っていくことが必要です。

## (2) 保育所保護者アンケート

### ① 概要

本計画を策定するにあたり、町内保育所（園）の保護者の意見を把握するとともに、今後10年のまちづくりに向けた基礎資料を得るために実施しました。

#### ■ アンケート概要

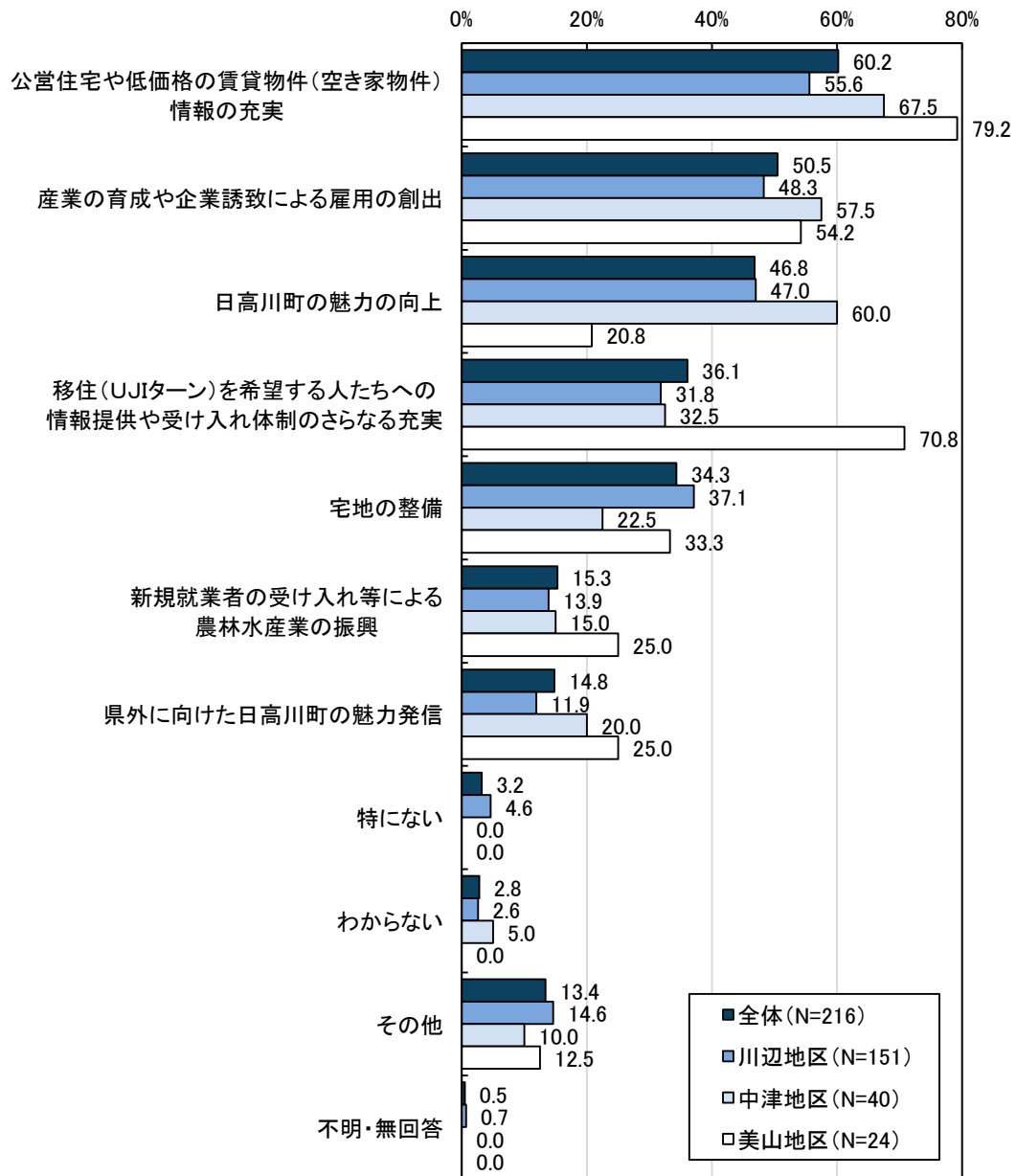
調査地域	日高川町全域
調査対象者	日高川町内保育所（園）に通う園児のいる保護者 （平成29年2月1日時点）
調査期間	平成29年2月1日（水）～平成29年2月8日（水）
調査方法	保育所（園）を通じて配布・回収

調査対象者数 （配布数）	有効回収数	有効回収率
249	216	86.7%

## ②-1 町に住む若い世代を増やすために必要な対策

本町に住む若い世代を増やすために必要な対策についてみると、「公営住宅や低価格の賃貸物件（空き家物件）情報の充実」が60.2%と最も高く、次いで「産業の育成や企業誘致による雇用の創出」が50.5%、「日高川町の魅力の向上」が46.8%となっています。

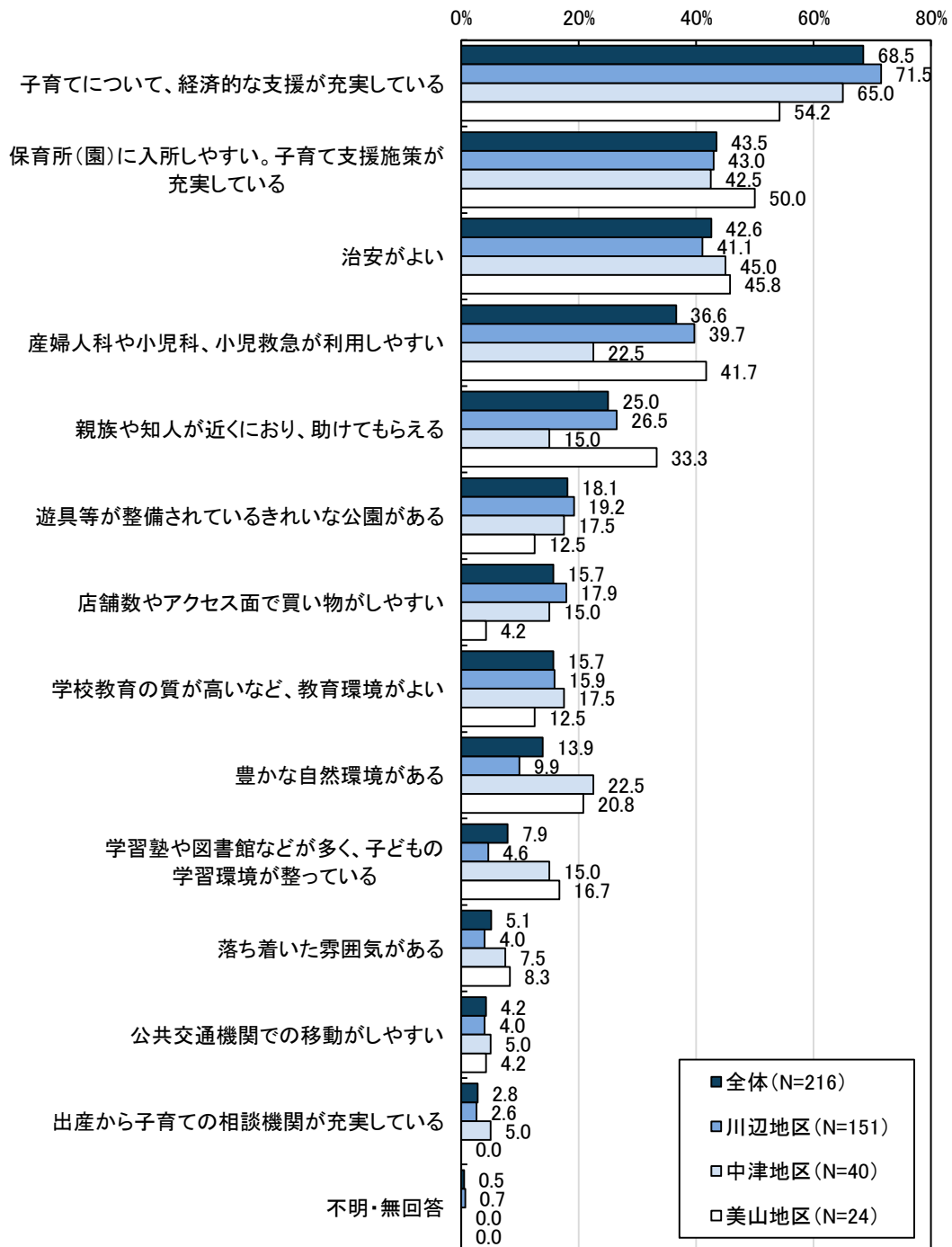
地区別にみると、美山地区で「公営住宅や低価格の賃貸物件（空き家物件）情報の充実」が約8割と特に高くなっています。



## ②-2 子どもを育てるうえで、どのようなまちに住みたいか

子どもを育てるうえで、どのようなまちに住みたいかについてみると、「子育てについて、経済的な支援が充実している」が68.5%と最も高く、次いで「保育所（園）に入所しやすい。子育て支援施策が充実している」が43.5%、「治安がよい」が42.6%となっています。

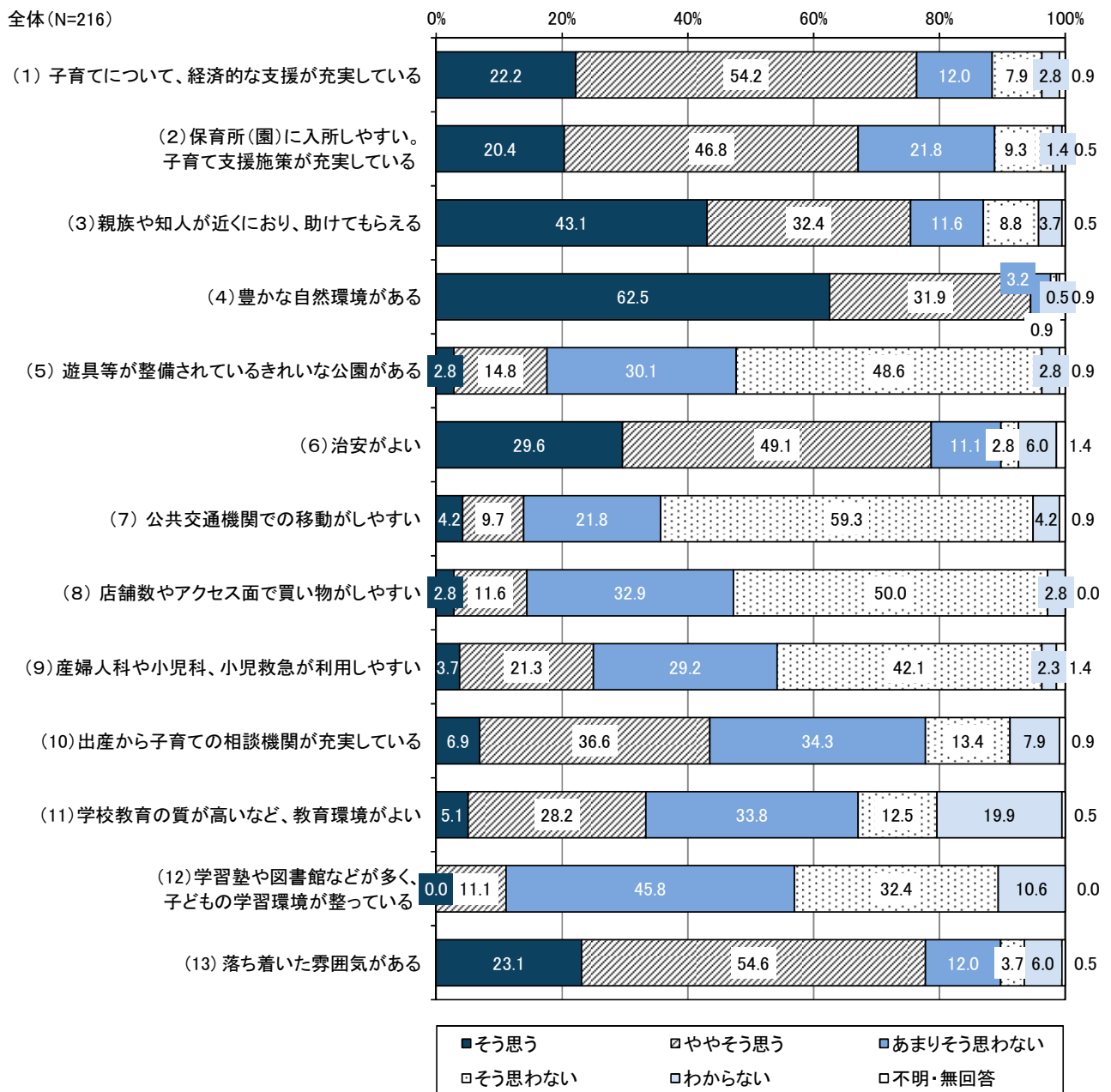
一方で、「公共交通機関での移動がしやすい」は低くなっており、公共交通機関の利便性については重きを置いていないことがうかがえます。



### ②-3 子育てを取り巻く本町の現状について

子育てを取り巻く本町の現状についてみると、9割以上が「豊かな自然環境がある」と肯定的に捉えています（「そう思う」＋「ややそう思う」）。また、8割近くが「治安がよい」「落ち着いた雰囲気がある」「子育てについて、経済的な支援が充実している」「親族や知人が近くにおり、助けてもらえる」と肯定的に捉えています。

一方で、8割以上が「店舗数やアクセス面で買い物がしやすい」「公共交通機関での移動がしやすい」については否定的に捉えています（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）。また、7～8割が「遊具等が整備されているきれいな公園がある」「学習塾や図書館などが多く、子どもの学習環境が整っている」「産婦人科や小児科、小児救急が利用しやすい」について否定的に捉えています。





## 第3章 日高川町を取り巻く社会潮流

### 1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

日本の人口は減少局面に入っており、平成 27 年の国勢調査では、平成 22 年と比べて 100 万人近い減少となっています。対策を講じずにそのまま推移すると、将来人口は急速に減少することが予測されています。

人口減少は労働力の低下や税収不足など、社会生活においてさまざまな課題を招くことにつながります。地域資源を生かしたまちづくりを進める中で、まちへの愛着や誇りを持った住民を増やすなど、人口減少社会に対応した取り組みを進める必要があります。

国においては、人口減少に歯止めをかけるため、人々が安心して生活を営み、子どもを生育てられる社会環境をつくり出し、活力あふれた地方の創生をめざすことを急務の課題とした、地方創生の取り組みを推進しています。また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるように、生きがいづくりや介護予防対策に取り組むことができる環境整備が求められています。

### 2. 地域経済・産業構造の変化

世界における貿易・投資の拡大を背景に、産業構造の転換やアジア各地域の急速な経済成長など、人的資本や物的資本の流動が世界的に広がり、経済のグローバル化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴い、日本人の海外への渡航機会が増えるだけでなく、海外からの観光や就業を目的とした外国人の来訪も増えています。

また、第3次産業の就業者数は増加傾向にあるものの、担い手不足から第1次産業及び第2次産業の衰退が進むとともに、雇用機会が減少するなど、地域の活力低下につながることが懸念されます。

さらに、終身雇用制度や年功序列の賃金体系が崩れる中、企業は景気の長期低迷を背景に、非正規労働者の活用、人員整理などにより収益力回復の強化を図ったものの、完全失業率の上昇や平均給与額の減少など労働環境の改善が伴わず、これにより貧困層の発生や定職を持たない若者及び中高年者の増加を招いています。就労支援や雇用機会の提供を強化するとともに、若者や女性の力を最大限に引き出し、持続的な経済成長を実現することが重要となっています。

### 3. 安全・安心が確保される社会

近年、全国各地で局地的な集中豪雨などによる甚大な被害が発生しています。また、国内外で大規模な地震が多発しており、国内では東海・東南海・南海地震の発生も懸念されています。東日本大震災では、津波などにより生活環境そのものが崩壊する被害に見舞われたものの、その回復を支援する取り組みや住民同士の協力による支え合い活動が現在も行われています。地域における防災活動の重要性が改めて認識され、地域防災活動への関心が高まっています。

今後、被害を最小化させる「減災」に向け、災害時の要援護者に対する支援対策など、行政による取り組みと併せて、住民や企業をはじめとした地域の各主体が連携して、地域防災活動の深化に取り組むなど、防災のまちづくりを推進することが重要です。

さらに、住民が安心して暮らすための防犯体制及び防犯活動の強化等に向けて、ボランティアをはじめ、地域と連携した見守り体制の充実や、防犯対策の強化が求められています。

### 4. 環境に配慮した社会

社会経済活動による環境負荷などにより、豊かな自然環境が損なわれる恐れが生じています。そのため、自然環境の保護・保全に向けた河川の環境改善等について、行政と住民が協働して活動を進めることが重要です。

また、環境負荷の少ない持続可能な経済社会をめざして、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するなどの取り組みにより、環境にやさしい循環型社会への転換が求められています。さらに、二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの排出による地球温暖化への対策として、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムの形成が必要です。

地球温暖化防止をはじめとする環境問題に対応するためには、社会経済活動のあらゆる局面で環境への負荷を低減していく必要があります。環境問題への配慮が企業・団体の取り組みとして不可欠な要素となっています。

## 5. 高度情報化社会

情報通信技術（ICT）の発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活、企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しており、今後もさらに広がるものと予測されます。経済成長の低下や環境問題、人口減少社会の進行など、さまざまな社会的課題の解決方法のひとつとして、ICTの利活用に期待が高まっています。

今後、産業立地の分散や就労形態の多様化をはじめ、防災や防犯、医療・介護等のさまざまな分野での活用など、積極的に地域づくりや人的・物的交流の活性化につなげていくことが求められています。さらに、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆる「モノ」がインターネットにつながり、情報のやり取りとともに、データ化や自動化等が進み、新たな付加価値を生み出す「モノのインターネット」（IoT：Internet of Things）の進展も注目されています。

一方で、ICTの悪用による犯罪が増加するなどの社会問題は深刻化しており、安全・安心に情報通信ネットワークを利用できるよう対策を講じていく必要があります。

## 6. 地方分権型社会

地方分権型の社会を築いていくには、これまでの行政主導のまちづくりから、住民、団体、企業等と行政との協働へと転換し、社会経済状況や複雑多様化する住民ニーズに対応していくことが重要です。

一方で、核家族化の進展による地域力の低下に加えて、コミュニティの弱体化が進んでいます。地域社会における担い手を確保するとともに、コミュニティ活動の活性化を図る必要があります。

そのため、自治組織やNPOなど、地域で活動を行う主体が課題とビジョンを共有し、まちづくりを実践していく「地域経営」の視点が重要となります。今後は「地域経営」の視点に基づき、「自助」「共助」「公助」による役割を明らかにするとともに、住民と行政の協働によるパートナーシップを強化していくことが求められています。

## 第4章 まちづくりの現状・課題と今後の方向性

### 1. 人口減少、少子高齢化社会への対応

本町の人口は減少が続いており、高齢化率についても全国や県を上回っています。年少人口は県を上回る水準となっていますが、このまま人口減少が続くことは避けられないため、人口減少対策が喫緊の課題となっています。そのため、子育て世代のニーズに対応したまちづくりを進めるとともに、移住・定住の促進に継続して取り組むなど、地域特性を生かし、多様化するニーズに対応していくことが求められています。

さらに、若い世代が安心して働き、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備とともに、転出を抑制するために、住民が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

### 2. 地域産業の活性化

本町は、緑豊かな自然環境と豊富な地域資源に恵まれ、特色ある農林業のまちとしての特性を持っていますが、有害鳥獣による被害の深刻化とともに、従業者の高齢化や後継者不足等により、その持続可能性が危ぶまれています。安定的な生産基盤の確保、魅力的な就労環境の整備とともに、意欲ある担い手の確保に取り組む必要があります。さらに、本町が有する多彩な観光・交流施設等を生かしながら、雇用機会の充実を図るとともに、地域資源のさらなる活用と高付加価値化を進めるなど、経済的な活力・にぎわいを育む必要があります。

### 3. とともに支え合う地域づくり

高齢化の進展に伴い、住民の3人に1人、地区によっては2人に1人が65歳以上となっています。今後は介護や支援を必要とする人のさらなる増加が予測されることから、健康づくりや介護予防の推進など、高齢者による自発的な取り組みへの支援とともに、意欲のある高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりが重要です。さらに、集落の存続が危機的な状況にある中で、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育むとともに、住民同士の協働により助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

また、あらゆる人権が尊重される社会の実現が求められていることから、地域の理解を促進し、高齢者や障がいのある人などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める必要があります。

## 4. 安全・安心な環境の整備

本町では、平成23年台風12号による災害を受けて以来、災害対策への意識が高まっています。今後も「防災」に向けた地域と行政の協働による取り組みを推進するとともに、災害による被害を最小化させる「減災」を視野に入れた取り組みを進める必要があります。加えて、国際情勢の緊張感が高まっている中、国との連携を一層強固なものとし、有事の際における的確な判断に努める必要があります。

また、全国的に子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が目立っていることから、犯罪の未然防止等に向けた取り組みの充実が求められています。

## 5. 暮らしやすさの向上

人口減少や少子高齢化が進む中、利便性の高い住環境の確保、子育て環境の向上、空き家等への対策などが求められており、住民の暮らしやすさの向上や若い世代に選ばれるまちづくりを進めていく必要があります。

また、環境美化の推進やごみの減量化、資源循環型社会の実現に向けて取り組み、環境と調和したまちづくりを進めていくことが求められています。

## 6. 協働のまちづくりの推進

複雑多様化する地域課題・ニーズに対応していくためには、住民や地域団体など多様な主体がまちづくりに関わり、新たな価値やサービスを創出していくことが求められています。

そのため、町政の情報を広く広報・周知するとともに、各主体と行政の連携を強化し、まちの課題やまちづくりの方向性を共有し、互いに信頼関係を築きながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

## 7. 時代に即した行財政運営の推進

人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化など、今まで以上に厳しい行財政運営が見込まれます。時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的な行政運営とともに、先端技術を積極的に活用するなど、利便性の高い行政サービスの展開を図ることが重要です。

また、サービスの安定的・継続的な提供のために、財源の確保や公共施設等の計画的な維持管理、さらには外部活力の導入や官民連携に積極的に取り組むなど、持続可能で安定した財政基盤を確立していく必要があります。

一方で、町独自では対応できない行政課題の解決に向けては、県や近隣市町、関係機関との連携を進めていくことが求められています。



## 第Ⅱ部 基本構想

# 第1章 まちづくりの基本原則

「第I部 序論」に基づき、人口減少に向けた対策とともに、本町に関わる人が“住みたい”“住み続けたい”と思えるまちづくりを進めるために、すべての分野において基本とする原則を、次のとおり定めます。

## ◆原則1: OPEN ～開かれたまちづくり～

本町における温かな地域のつながりからはじまる住民相互のふれあいはもちろん、町に訪れる人との積極的な交流、そこから広がる和を尊重します。それと同時に、町内外や世代を越えて分け隔てのない交流を促すため、みんなに開かれた（Open）まちづくりを進めます。

## ◆原則2: HOPE ～希望の持てるまちづくり～

本町ならではの特性・資源を生かした「しごと」の創造による「やりがい」や「生きがい」の創出、自然環境との調和・共存による持続可能性の確保により、夢ある楽しい暮らしを実現します。そのことにより、町内外に誇りうる多様な価値を生み出し、本町に関わるすべての人が希望（Hope）を持つことができるまちづくりを進めます。

## ◆原則3: CHALLENGE ～挑戦できるまちづくり～

住民の一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいを持ちながら活躍するとともに、さまざまな物事に積極的に挑戦（Challenge）し、試みを積み重ねることができるまちづくりを進めます。



## 第2章 日高川町のあるべき姿

### 1. 将来像

将来像は、本町が10年後にめざす姿を示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。第1次計画における将来像を踏襲しつつ、「第Ⅰ部 序論」及び「まちづくりの基本原則」を総合的に勘案し、将来像を次のとおり定めます。

地域の個性で創る 元気創造空間

日高川町

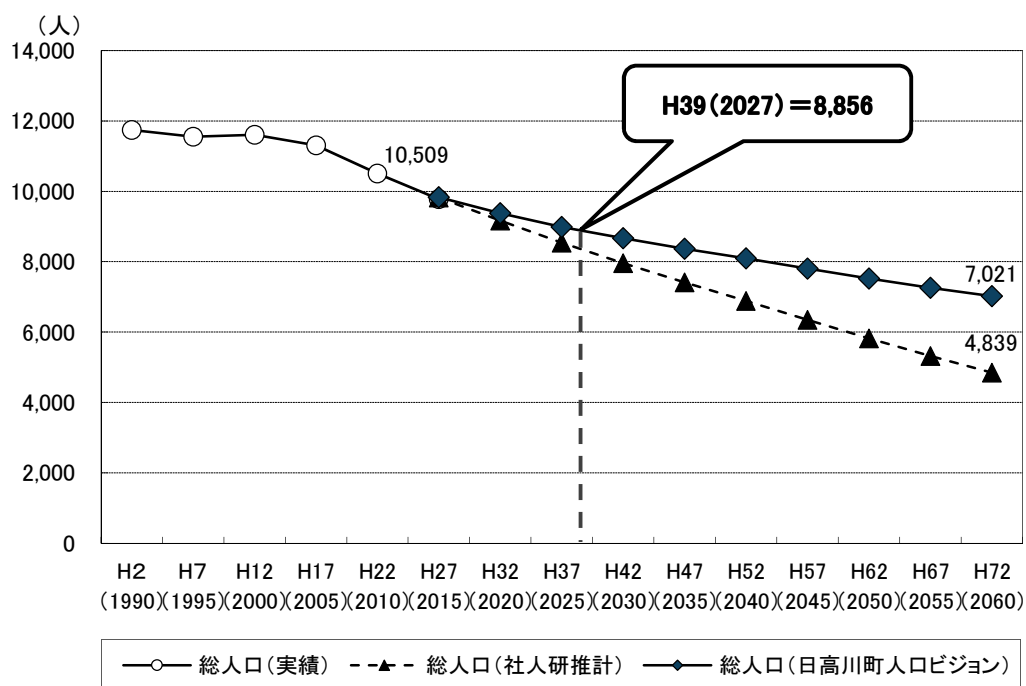
## 2. 人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が平成 25（2013）年 3 月に公表した推計では、平成 72（2060）年における本町の人口は 4,839 人になることが予測されています。

これに対して、平成 27（2015）年度に策定した「日高川町人口ビジョン」及び「日高川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～人と地域の和でつくる元気創造プラン～」では、人口減少に歯止めをかけ、町の活力を維持するために平成 72（2060）年における目標人口を 7,000 人としています。

計画の目標年次である平成 39（2027）年度末における将来人口は「日高川町人口ビジョン」及び「日高川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、8,900 人をめざします。

### ■長期的視点による実績及び推計



本計画における人口の目標『平成 39（2027）年度末時点』

**8,900 人**

### 3. 土地利用の方針

本町では、これまで「第1次長期総合計画」における基本構想及び土地利用関連計画等に基つき、計画的な土地利用を進めてきましたが、社会経済情勢の変化に伴い、遊休農地や耕作放棄地の増加、森林の荒廃をはじめとするさまざまな課題がみられ、これらへの対応とともに、土地の利活用が求められています。

土地利用は、まちづくりの基礎となる極めて重要な問題であることから、住民の参画・協働のもとに総合的かつ慎重に検討を重ねながら住民全体の合意形成を図っていく必要があります。

このため、ここでは、その基礎となる主要な区域ごとの基本的な方針を示すこととし、具体的な土地利用は、今後見直し・策定を進める土地利用関連計画等の中で明確化していくものとします。

#### 【森林区域】

総面積の約9割を占める森林区域については、木材生産機能をはじめ、山地災害防止機能、水源かん養機能、保健文化機能、生活環境保全機能など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、林道、作業道など林業生産基盤の整備及び計画的な森林整備を推進します。

#### 【農業区域】

日高川及びその支流沿いを中心に形成された農業区域については、農業生産機能の維持・強化と遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消に向け、農道や用排水施設の整備・保全等による農業生産基盤の充実、整備された優良農地の保全及び有効利用に努めるとともに、都市と農村との交流空間としての活用に努めます。

#### 【観光・交流区域】

かわべ天文公園及びかわべテニス公園周辺、きのくに中津荘及び中津温泉あやめの湯鳴滝周辺、リフレッシュエリアみやまの里周辺などの町内に点在する観光・交流区域、また日高川の水遊びや鮎釣りなどに適した区域については、既存観光・交流資源の充実・活用、新たな資源の掘り起こし、これら資源のネットワーク化を進め、観光・交流機能の一層の強化を図り、交流人口の増加に努めます。

## 【集落環境整備区域】

農業や林業と共生する集落地域からなる集落環境整備区域については、生活道路や水道・下水道施設の整備充実をはじめ、適切な空き家対策を推進するとともに、総合的な生活環境・基盤整備に取り組むことにより、豊かな自然と共生する快適でうるおいのある集落環境の創出を図り、定住の促進及び地域の活性化に努めます。

## 【市街地環境整備区域】

住宅をはじめ、役場本庁舎等の公共施設、医療機関、商店等が集積し、人口が集中している町西部の市街地環境整備区域については、安全性・利便性の向上に向けた道路網の整備や水道・下水道施設の整備充実、ニーズに応じた新たな住宅地の形成など、生活環境・基盤整備を総合的に推進し、快適な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、生活サービス機能や行政・情報拠点機能、産業立地機能などの強化を図り、魅力ある市街地環境の創造に努めます。

## 第3章 施策の大綱

### 1. 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ■住環境の維持・向上      | ■土地の有効利用     |
| ■道路・交通ネットワークの整備 | ■情報ネットワークの整備 |

社会経済情勢の変化や住民ニーズの動向等を総合的に勘案し、移住・定住の基盤となる住環境の維持・向上に取り組むとともに、長期的・広域的な視点から、町の持続的発展に向けた土地利用を推進します。

また、近畿自動車道紀勢線や国道・県道の整備促進、町道の整備、公共交通機関の充実等による道路・交通ネットワークの整備、CATV 網を活用した情報ネットワークの整備を進め、人・物・情報の交流や地域間の連携・一体化を促す、便利で安全な町の基盤づくりを進めます。

### 2. 活力と交流に満ちた元気産業のまち

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| ■農業の振興            | ■林業の振興 |
| ■商工業の振興           | ■観光の振興 |
| ■雇用対策の推進と後継者の定住促進 |        |

担い手の育成・確保や生産基盤のさらなる充実をはじめ、特産品の開発・拡充や地産地消の促進、都市との交流の促進、有害鳥獣対策や遊休農地の解消など、地域の特色に応じた柔軟な支援施策を推進し、本町の基幹産業である農林業の振興と、農地・森林の持つ多面的機能の保全・活用に努めます。

また、商工会の育成や企業誘致等により、商工業の振興に努めるほか、多彩な観光・交流施設の有効活用等による滞在型観光・交流機能の充実、さらには雇用対策や後継者の定住促進施策を推進し、活力と交流に満ちた元気な産業の育成を進めます。

### 3. 豊かな心を育む教育・文化のまち

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| ■生きる力を育む学校教育の推進 | ■学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成 |
| ■生涯学習の推進        | ■文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承     |
| ■元気を生み出すスポーツの振興 |                              |

豊かな心を育む教育・文化のまちづくりに向け、本町の自然や歴史、産業、人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めます。さらに、生涯を通じて学び続け、充実した人生を送ることができる学習環境づくりを推進します。

また、文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承を進めるとともに、元気を生み出すスポーツ活動の振興に努めます。

### 4. だれもが元気になる健康福祉のまち

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ■健康づくり・医療体制の充実 | ■地域福祉の充実  |
| ■子育て支援の充実      | ■高齢者支援の充実 |
| ■障害者支援の充実      | ■社会保障の周知  |

住民一人ひとりの健康寿命の延伸と、そのための健全な生活習慣の確立に向けた自主的な健康づくり活動の推進、安心できる医療の確保に向け、総合的な健康づくり・医療体制の整備を進めます。

また、心温かく、住民活動が活発な地域性等を生かしながら、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくりを進めるとともに、若い世代が子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる子育て支援体制の充実、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる介護・自立支援体制の充実、さらには国民健康保険や国民年金、生活保護など社会保障制度の周知に努め、だれもが元気に暮らすことができる健康福祉の環境づくりを進めます。

## 5. 自然と共生する快適・安全なまち

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ■自然環境と調和したまちの創造 | ■上下水道の整備     |
| ■廃棄物処理等環境衛生の充実  | ■公園・緑地・水辺の整備 |
| ■消防・防災の充実       | ■交通安全・防犯の充実  |

水と緑の豊かな自然が息づくまちとして、自然環境・景観の保全はもとより、あらゆる環境問題に対応した、総合的な環境施策を推進し、環境と調和したまちづくりを進めます。

また、快適な生活の確保と美しい水環境・水循環の視点に立った上下水道の充実、循環型社会の形成に向けたごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実、うるおいのある親水・親緑空間の保全と創造、さらには近年増加傾向にある集中豪雨やそれに伴う土砂災害、東海・東南海・南海地震への備えをはじめとする、あらゆる災害に強いまちづくり、事故や犯罪のないまちづくりなど、危機管理体制の充実を図り、だれもが住み続けたい、移り住みたくない快適で安全・安心な居住環境づくりを進めます。

## 6. とともに創る自立したまち

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ■一人ひとりを尊重するまちづくりの推進 | ■コミュニティ力の発揮    |
| ■協働のまちづくりの推進        | ■自主自立の自治体経営の推進 |

性別や世代、障がいの有無に関わらず、社会を構成するすべての人々が尊重され、ともに生きることができるまちづくりに向けた取り組みを推進します。

また、支え合い、協力し合いながら地域をつくるコミュニティの力が十分に発揮できるよう取り組みを進めるとともに、住民と行政の情報・意識の共有化、多様な分野における住民参画・協働の促進など、住民と行政の新たな関係を構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、限られた経営資源を有効活用し、自主自立のまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくため、行財政全般について常に点検・評価・公表を行いつつ、変化を前向きに捉えながら、住民の視点に立った行財政改革を推進します。

## 第4章 重点施策

将来像を実現するためには、「第3章 施策の大綱」に示した6つの政策目標と31の施策項目ごとの施策を総合的に推進していくことが基本となりますが、ここでは、限られた経営資源を有効活用する視点及び「選択と集中」の視点に立ち、今後10年の本町のまちづくりにおいて特に重点的に取り組む施策を抽出し、重点施策として位置づけます。

### ◆政策目標1：住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

- 良好な住宅地の形成
- 移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進
- 空き家対策の推進
- 近畿自動車道紀勢線の整備促進
- 情報通信基盤の充実
- 情報化の環境づくり

### ◆政策目標2：活力と交流に満ちた元気産業のまち

- 【農業】●農業生産基盤の充実と農地の有効活用
  - 担い手及び幅広い人材の育成・確保
  - 鳥獣害対策の強化
  - 都市と農村との交流促進
  - 遊休農地・耕作放棄地対策
- 【林業】●林道、作業道の整備
  - 木材生産体制の充実
  - 担い手の育成・確保
  - 森林の保全と総合的活用
  - 特用林産物の生産振興
  - 鳥獣害対策の強化
- 【商工業】●地域の実情に応じた商業活動の促進
  - 既存企業の活性化の促進
- 【観光】●観光振興体制の整備
  - 体験・滞在型観光メニューの開発と受け入れ体制の整備
  - 観光PR活動の強化
  - 国際化に対応した環境整備
- 【雇用対策】●シルバー人材センターの設立・運営



### ◆政策目標3：豊かな心を育む教育・文化のまち

- 生きる力を育む特色ある教育活動の推進
- 小規模校における教育の充実
- 子ども読書活動の推進
- コミュニティ・スクールの充実
- 生涯学習環境の整備充実
- 文化施設の整備と芸術文化の振興
- スポーツ施設の整備充実と利用促進

### ◆政策目標4：だれもが元気になる健康福祉のまち

- 健康づくり活動の拡大・定着化
- 健康診査・指導等の充実
- 母子保健の充実
- 地域医療体制の充実
- 支え合う地域づくり
- 子育てを支援する仕組みづくり
- 健やかに生み育てる環境づくり
- 次代を担う心身ともにたくましい人づくり
- 地域包括ケアシステムの充実
- 地域支援事業の推進
- バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり
- 教育・療育の充実

### ◆政策目標5：自然と共生する快適・安全なまち

- 住民の主体的な環境保全活動の促進
- 美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開
- 水道施設の整備充実と適正管理
- 集落排水施設の適正管理と加入促進
- 合併浄化槽の設置促進
- ごみ収集・処理体制の充実
- 常備消防・救急体制の充実
- 総合的な防災・減災体制の確立
- 治山・治水対策の促進
- 交通安全に関する啓発等の推進

## ◆政策目標6：ともに創る自立したまち

- 人権教育・啓発推進体制の充実
- 労働・雇用における個性と能力の発揮
- 集落機能の維持推進
- 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進
- 公共施設の整備・管理等への住民参画・協働の促進
- 持続可能な行財政運営の推進

## 第5章 計画の推進にあたって

これからのまちづくりは、住民によるまちづくり活動と行政による効率的で計画的な行財政運営のいずれもが欠かせないものとなります。また、適切な役割分担及び協働を通じて、「日高川町のあるべき姿」の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

そのため、この基本構想に掲げる施策の大綱については、基本計画においてさらに具体化するとともに、計画的な行財政運営により、継続的な取り組みとして推進していきます。

### (1) 住民等の役割

まちづくりは地域全体が主体となって取り組むものであり、住民はもちろん、地域団体や企業等も地域を支える担い手となります。このような担い手意識を共有し、各主体がまちづくりに積極的に関わっていくことが大切です。そのため、広報紙やホームページ等を通じて広く本計画を共有し、地域資源や人材の発掘、情報の活用や発信等に積極的に関わっていくことが必要となります。また、地域の各主体がまちづくり活動を展開していくなど、積極的な取り組みが欠かせないものとなります。

### (2) 行政の役割

財政基盤の強化や健全な行財政運営はもちろん、地域資源の活用やさまざまな地域活動への支援が求められます。また、施策の展開を通じて、多様な主体による自主的な社会的諸活動やまちづくりへの意識を呼び起こし、まちへの愛着と自治意識の向上につなげていく必要があります。そのため、多様な主体の活動を促進し、協働による取り組みを進めるなど、地域の主体的なまちづくりを支援することが必要です。さらに、「選択と集中」及び見直しと改善とともに、将来像の達成に向け、持続した取り組みを進めていくことが重要です。



# 第Ⅲ部 前期基本計画

# 第1章 住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち

## 1. 住環境の維持・向上

### 【目的と方針】

移住・定住の促進、快適で安全・安心な居住環境づくりに向け、良好な住宅地の形成を進めるとともに、町営住宅の有効活用と民間開発の適切な誘導に努めます。

### 【現状と課題】

快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々の移住・定住を促進する重要な条件であり、まちづくりの基本となるものです。

本町は、古くから特色ある農林業の地域として発展してきたほか、西部を中心に、恵まれた交通立地条件等を背景に住宅開発が進み、魅力ある住宅地として発展してきました。

しかし、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や転出者の増加に伴う人口減少を背景に、本町における人口は急速に減少しています。そのため、新たな住宅地の形成や空き家対策などによる移住・定住、I・J・Uターンの促進に向けた施策の展開が求められているほか、環境面への配慮から、合併浄化槽への移行促進に取り組む必要があります。

また、町営住宅については、平成29年4月現在、公営住宅150戸、その他住宅65戸を管理しています。そのような中、老朽化が進む住宅の対応や高齢化の進行に即した住環境の整備等が課題となっています。加えて、山間部を中心とした空き住宅の増加や入居希望者の地域的な偏りがうかがえることから、このような状況への対応が求められています。老朽化住宅の建て替えや高齢化の進行に即した住環境の整備等も課題となっています。

### 【施策の体系】

住環境の維持・向上	良好な住宅地の形成
	町営住宅の整備・維持管理
	移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進
	空き家対策の推進

## 《主要施策》

### (1) 良好な住宅地の形成

- ① 町の活力向上、快適・安全・安心な居住環境づくりに向け、農地の保全を図りつつ民間開発の適切な誘導等を行い、良好な環境の住宅地の形成を進めます。
- ② 町が保有する未利用の宅地適合地の有効利用に努めるとともに、集落に点在する未利用の住宅用地の流動化に努めます。
- ③ 東海・東南海・南海地震に備え、関係機関との連携のもと、既存住宅等の耐震診断や耐震改修等の支援を強化します。

### (2) 町営住宅の整備・維持管理

- ① 既存住宅について、適切な維持・管理はもとより、老朽化に対応した建て替えやバリアフリー化など、福祉的視点に立った改造を進めるほか、空き住宅については防災面での利用や災害時の避難先など、多目的な利用を進めます。
- ② 住宅ニーズの動向を見極めながら、ニーズの高い地域への新規住宅の建設を検討・推進します。
- ③ 環境面への配慮として、単独浄化槽から合併浄化槽への移行促進に向けた取り組みを計画的に進めます。

### (3) 移住・定住促進のための住宅施策の検討・推進

- ① 町内に定住を希望する若者やI・J・Uターン者等の新規定住希望者に対する空き家情報の提供や相談をはじめ、結婚希望者への出会いの場の提供などを積極的に進めます。また、民間事業者との連携のもと、住宅建設の支援や宅地の取得など、定住促進のための効果的な支援施策を検討・推進します。
- ② 「二地域居住」や「交流居住」による、新たな過疎対策のあり方を検討・推進します。

### (4) 空き家対策の推進

- ① 空き家調査の結果に基づき、空き家の状況を把握するとともに、適切な管理や利活用に向けた取り組みを進めます。
- ② 老朽化した空き家によるリスクを低減するため、撤去の促進等に取り組みます。また、そのことにより、土地の流動化を促します。

## 2. 土地の有効利用

### 【目的と方針】

地域の特色を生かしたまちづくりを進めるため、土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進するとともに、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業を推進します。

### 【現状と課題】

土地は、住民生活や産業活動等の共通の基盤であり、限られた貴重な資源です。このため、まちが発展するためには、土地の高度利用など有効に利用していく必要があります。

本町ではこれまで、「農業振興地域整備計画」や「森林経営計画」などの土地利用関連計画に基づき、計画的な土地利用を推進してきましたが、社会経済情勢の変化を踏まえ、定住・交流人口の増加や農地・森林の保全及び有効活用、産業振興等に向けた土地利用の推進が求められています。

このため、基本構想「土地利用の方針」に基づき、全町的な土地利用の方向性を明確化し、計画的な土地利用を推進していく必要があります。

また、本町では、土地の適正かつ有効な利用を図るため、地籍調査事業を行っています。平成 30（2018）年度には中津地区、平成 32（2020）年度には川辺地区、平成 36（2024）年度には美山地区において、完了予定となっています。今後も、住民の理解と協働のもと、土地の有効利用を円滑に進めていく必要があります。

#### ■土地利用の状況

（単位：ha）

	農用地	森林	原野	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他	合計
平成 23 年	1,113	28,988	0	1,338	571	236	919	33,165
平成 24 年	1,070	28,986	0	1,343	571	235	919	33,165
平成 25 年	1,087	28,983	0	1,342	662	238	853	33,165
平成 26 年	1,075	28,983	0	1,342	663	242	854	33,159
平成 27 年	1,056	28,710	0	1,395	597	245	1,156	33,159

資料：企画政策課  
（各年 10 月 1 日現在）



## 【施策の体系】

土地の有効利用	土地の利活用の推進
	計画的な地籍調査の推進

## ◀主要施策▶

### (1) 土地の利活用の推進

「土地利用の方針」に基づき、土地利用計画を策定するとともに、「農業振興地域整備計画」及び「森林経営計画」の見直しや総合調整を適宜行い、土地の利活用に向けた方向性を定めます。

また、土地利用関連計画や関連法、関連条例等の周知及び一体的運用による規制・誘導に努め、土地利用区分に沿った適正な土地利用を促進します。

### (2) 計画的な地籍調査の推進

地籍を明確化し、土地を適正かつ有効に利用するため、また、事前防災の観点から、住民への啓発活動や調査体制の充実を進めながら、計画的な地籍調査を推進します。

### 3. 道路・交通ネットワークの整備

#### 【目的と方針】

防災機能の向上をはじめ、広域的アクセスのさらなる向上や、町全体の発展可能性の拡大、地域間の連携強化に向け、道路ネットワークの計画的な整備を進めるとともに、公共交通機関の充実に努めます。

#### 【現状と課題】

道路は、便利で快適な日常生活や活力ある産業活動を支えるとともに、人々の交流を促す重要な基盤です。

平成 29 年 4 月現在、本町の道路網は、高速自動車道として近畿自動車道紀勢線が町の西部を縦貫し、川辺インターチェンジが設置されているほか、国道 424 号、主要県道御坊美山線・御坊中津線を中心に、国道 1 路線、県道 12 路線（主要県道 6 路線、一般県道 6 路線）、町道 562 路線によって構成されています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら、道路整備を計画的に進めてきましたが、全体的に整備が遅れており、国道・県道については、いまだ車両の対向が困難な箇所が多く、早期の改良が求められています。また、町道においても、狭あいな箇所や急カーブなどの改良を要する箇所が多いほか、通行不能になると集落が孤立する路線もあり、その対策が急がれます。さらに、数多くの橋梁がありますが、その多くが老朽化していることから修繕が必要となっています。

今後は、このような状況を踏まえ、国道・県道から身近な生活道路に至るまで、町内道路網の整備を計画的、効率的に進めつつ、広域的な交流基盤である近畿自動車道紀勢線（有田～南紀田辺間）の 4 車線化や、川辺フルインター化の早期供用に向けた取り組みを進めていく必要があります。

そのような中、大災害などの有事における観点から、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災センターを設置するとともに、近畿自動車道における緊急車両用出入口の整備を進めています。

また、公共交通機関としては、JR 紀勢本線が町の西南部を走り、御坊駅や道成寺駅、和佐駅、藤並駅が利用されているほか、民間の路線バス、コミュニティバスが運行しており、広域的な移動手段として、また住民の日常生活における身近な交通手段として大きな役割を果たしています。

今後は、高齢化のさらなる進行等による交通弱者の増加への対応や、観光の振興、公共交通の空白地帯への対応等も見据えながら、これら公共交通機関の利便性の向上や維持・確保に努める必要があります。

■道路の状況

(単位：km、%)

	路線数	実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
国道	1	18.816	18.781	99.8	18.816	100.0
県道	12	134.189	78.906	58.8	122.485	91.3
町道	562	461.256	168.246	36.5	352.777	76.5

資料：建設課  
(平成29年4月1日現在)

【施策の体系】

道路・交通ネットワークの整備	近畿自動車道紀勢線の整備促進
	国道・県道の整備促進
	町道及び橋梁の整備・維持管理の推進
	鉄道の利用促進
	路線バスの維持・確保
	コミュニティバスの充実

◀主要施策▶

(1) 近畿自動車道紀勢線の整備促進

多様な分野における本町の発展可能性の拡大に向け、近畿自動車道紀勢線（有田～南紀田辺間）の4車線化や、川辺フルインター化の早期供用の推進を図ります。

(2) 国道・県道の整備促進

広域アクセスの向上、地域間のネットワーク化に向け、国道424号及び主要県道御坊美山線・御坊中津線をはじめ、国道・県道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

### **(3) 町道及び橋梁の整備・維持管理の推進**

- ① 安全性・利便性の向上、今後の災害発生時における集落の孤立の未然防止等を勘案しながら、幹線町道から身近な生活道路に至るまで、町道網の整備を計画的、効率的に推進するとともに、住民参画・協働のもと、道路の維持管理の充実を図ります。
- ② 町管理の橋梁 414 橋及びトンネル 7 本について、5 年ごとに点検を行い、計画的な修繕を進めていきます。

### **(4) 鉄道の利用促進**

県等の関係機関との連携強化のもと、JR 紀勢本線の利便性・快適性の向上を促進していくとともに、「乗って残す」PR 活動の推進等により利用促進に努めます。

### **(5) 路線バスの維持・確保**

住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段として、関係機関との連携のもと、「乗って残す」意識の醸成とともに、路線バスの維持・確保に努めます。

### **(6) コミュニティバスの充実**

公共交通の空白地帯の存在も勘案し、路線バス等の他の交通手段との連携・調整を行いながら、地域の意見を尊重しつつ、効率的な運行形態について検討し、その充実に努めます。

## 4. 情報ネットワークの整備

### 【目的と方針】

住民生活の質的向上と町全体の活性化に向け、CATV 網の利活用を進めるなど、町全体の情報化を推進します。

### 【現状と課題】

インターネットの普及により、いつでも、どこでも、だれでもがネットワークに簡単につながり、さまざまな情報を瞬時に受信・発信できる環境が実現しています。

本町ではこれまで、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業によるCATV 網の整備及びこれを利活用した文字放送等の行政情報サービスをはじめ、各種システムの整備や更新、ホームページのリニューアル、さらには情報化に関する学習機会の提供など、情報化に向けた各種施策を積極的に推進してきました。

今後は、一定の成果を得た中で、さらなる通信環境の向上とともに、多様化するリスクへのセキュリティ対策が求められることから、CATV 網の光化促進や利活用等による多様な分野における情報サービスの提供、行政内部の情報化のさらなる推進を図り、町全体の情報化を一体的に進めていく必要があります。

### 【施策の体系】

情報ネットワーク の整備	情報通信基盤の充実
	各分野における情報サービスの提供
	情報化の環境づくり
	携帯電話の不感地域の解消

## 《主要施策》

### （１）情報通信基盤の充実

情報通信基盤のさらなる充実を図り、通信環境の向上に努めます。また、通信事業者との連携のもと、CATV 網の光化及び利用を促進し、だれもが等しく各種情報サービスを利用できる環境づくりを進めます。

### （２）各分野における情報サービスの提供

全町的な地域情報化の視点に立ち、既存の CATV 網やホームページをはじめ、SNS 等の利活用により、防災・防犯分野や保健・医療・福祉分野、教育・文化分野、産業分野など、多様な分野における情報サービスの提供を図ります。

### （３）情報化の環境づくり

- ① 観光振興及び防災の観点から、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境を整備し、提供情報の充実とともにサービスの拡充に努めます。
- ② だれもが ICT を安心して活用することができるよう、情報化に関する学習・教育を充実し、情報利活用能力の向上に努めるとともに、時代に即した情報セキュリティ対策を推進します。

### （４）携帯電話の不感地域の解消

携帯電話の不感地域解消に向けた取り組みを進めます。

## 第2章 活力と交流に満ちた元気産業のまち

### 1. 農業の振興

#### 【目的と方針】

基幹産業である農業の振興と農村の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、関係機関・団体との連携のもと、担い手の育成、農産物のブランド化の促進をはじめとする多様な取り組みを一体的に推進します。

#### 【現状と課題】

わが国における近年の農業情勢は、耕作放棄地の増加、高齢化や後継者不足に起因する農業人口の減少、経済不況による農産物価格の低迷、農業生産資材等の価格の高騰や輸入農産物の増加などといった厳しい状況のもと、食の安全と消費者の信頼の確保、地産地消、食育の展開、担い手の育成などが進められています。

本町は、温暖な気候や日高川の豊かな水など、日高地方特有の自然条件を生かし、古くから農業を基幹産業として発展してきました。現在、全国的にも味がよいと評判が高い温州みかんをはじめ、梅、八朔等の果樹、ミニトマトやウスイエンドウ、ブロッコリー等の野菜、千両やサカキ等の花き・花木、水稻の生産、さらに熊野牛やホロホロ鳥等の畜産が行われています。

2015年農林業センサスによると、本町の総農家数は1,017戸、うち販売農家数は693戸で、全体の68.1%を占めています。販売農家の専業兼業別農家数は、専業農家が303戸、第1種兼業農家が84戸、第2種兼業農家が306戸となっています。また、経営耕地面積は650haで、そのうち田が225ha、畑が62ha、樹園地が363haとなっており、樹園地が55.8%を占めています。

本町ではこれまで、関係機関・団体と連携し、農業生産基盤の整備や耕作放棄地の解消、担い手の育成等の多様な農業振興施策を展開してきましたが、消費者ニーズの多様化や輸入農産物との競争の激化による価格の低迷等、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農業従事者の高齢化や後継者不足、これらに伴う遊休農地・耕作放棄地の増加、さらには有害鳥獣による被害の増加といった問題が一層深刻化してきており、これらを踏まえた総合的な対応が求められています。

このため、今後は、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実と、意欲と能力のある担い手の育成を図るとともに、高付加価値作物による他に負けない競争力のある農業をめざすため、生産性の向上やブランド化等を促進し、農業所得の向上に努める必要があります。

また、高齢化が進む小規模農家対策や有害鳥獣対策の強化、産品展示販売所を活用した農産物の販売促進や地産地消、都市との交流の促進など、多様な取り組みを一体的に推進していく必要があります。

■農家数の推移

(単位：戸)

	総農家数	自給的農家	販売農家	兼業農家		
				専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家
平成12年	1,395	427	968	259	185	524
平成17年	1,302	399	903	305	147	451
平成22年	1,193	383	810	300	119	391
平成27年	1,017	324	693	303	84	306

資料：農林業センサス

■経営耕地面積の推移

(単位：ha)

	総数	田	畑	樹園地
平成12年	919	344	80	495
平成17年	790	274	65	452
平成22年	743	271	57	415
平成27年	650	225	62	363

資料：農林業センサス

【施策の体系】

農業の振興	農業生産基盤の充実と農地の有効活用
	農業近代化施設の整備
	担い手及び幅広い人材の育成・確保
	農産物の生産性・品質の向上、ブランド化の促進
	鳥獣害対策の強化
	新たな作型・作目の導入と農産物加工の充実
	産品展示販売所の充実・活用
	地産地消の促進
	都市と農村との交流促進
遊休農地・耕作放棄地対策	



## 《主要施策》

### （１）農業生産基盤の充実と農地の有効活用

- ① 関係機関との連携のもと、農道やパイプライン等の用排水施設の整備、ほ場整備による階段田畑の改良など、農業生産基盤の充実を図ります。
- ② 「農業振興地域整備計画」に基づき、農地の有効活用に努めるほか、中山間地域における農業生産の維持に努めます。

### （２）農業近代化施設の整備

収益性の高い農業をめざすため、低コスト耐候性ハウスの導入や集出荷施設の整備を図るとともに、施設栽培の省エネルギー化に努めます。

### （３）担い手及び幅広い人材の育成・確保

- ① 経営指導の強化や農地の流動化による利用集積等により、意欲と能力のある認定農業者の育成・確保を図ります。
- ② 研修・交流機会の充実や相談・指導体制の強化を通じ、農業後継者やＩ・Ｊ・Ｕターン等による新規就農者の育成・確保に努めます。
- ③ 若者や女性が能力を発揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた支援施策を推進します。

### （４）農産物の生産性・品質の向上、ブランド化の促進

関係機関・団体との連携のもと、技術指導・支援体制の強化を図り、効率的な生産技術や合理的な作付体系の導入、販売力の強化を促進し、高付加価値作物による他に負けない競争力のある農業をめざすため、果樹をはじめ野菜、花き・花木、米、畜産など各作目の生産性の向上や高品質化、ブランド化を促進します。

### （５）鳥獣害対策の強化

イノシシ、シカ、サル、アライグマ等の有害鳥獣から農産物の被害を防止するため、防止対策の支援や講習会の開催、猟友会の協力のもと、環境警備隊の設置や一斉捕獲の実施、地域や関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、地域ぐるみでの自主的な活動を促進し、効率的で有効な鳥獣害対策の強化を図ります。

## **(6) 新たな作型・作目の導入と農産物加工の充実**

- ① 消費者ニーズに即した新たな作型・作目や新品種の導入を促進し、特産品の開発・拡充を進めるほか、農産物加工・販売体制の充実を促進し、既存加工特産品の生産振興及び新たな加工特産品の開発を促すなど、6次産業化に努めます。また、農産物加工グループの高齢化に鑑み、技術の継承や新規参入の促進に努めます。
- ② 果樹生産農家が気象変動などに影響されずに安定的な収入を確保することができるよう、ハウス導入による野菜栽培等の複合経営を促進します。

## **(7) 産品展示販売所の充実・活用**

町内のふるさと産品展示販売所については、生産物の直売所として、生産者と消費者のお互いの顔がみえる交流の場としての地域産品の販売促進等により、地域農業の活性化を図る施設として有効活用を努めます。

## **(8) 地産地消の促進**

学校給食や他の公共施設との連携、観光関連事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化等により、地産地消を促進します。

## **(9) 都市と農村との交流促進**

農地の有効活用や農村地域の活性化の視点に立ち、農林業体験や田舎暮らし体験、観光農園等を展開するなど、都市住民の移住に向けた取り組みを促進します。

## **(10) 遊休農地・耕作放棄地対策**

遊休農地・耕作放棄地の発生防止と解消に向け、関係機関・団体と連携した農地パトロールの実施や適切な指導の推進、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業の活用を図ります。また、移住者にも活用を促します。

## 2. 林業の振興

### 【目的と方針】

生産性の高い林業・木材産業の実現と森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備計画等に基づき、低コスト林業の促進に重点を置き、計画的な森林整備を促すとともに、紀州備長炭やシイタケをはじめとする特用林産物の生産振興に努めます。

### 【現状と課題】

森林は、木材生産機能をはじめ、山地災害防止機能や水源かん養機能、保健文化機能、生活環境保全機能など多面的な機能を有しており、人々の生活と密接に結びついています。

平成 28 年 4 月 1 日現在、本町の森林面積は 28,716ha、総面積の 88%を占めており、そのうち民有林の面積は 27,454ha、スギ、ヒノキを主体とした人工林面積は 16,412ha で、人工林率は 59%となっています。40 年生以上の利用期を迎える林分の割合が高くなっており、適切な利用間伐あるいは皆伐が必要な状況にあります。

しかし、木材需要の停滞や価格の低迷などを背景に、林業不振の状況が長期にわたって続く中、林業従事者の減少や高齢化などにより、生産活動が停滞傾向にあり、森林機能の総合的な低下が懸念されています。

今後は、森林施業の集約化及びきめ細かな路網整備を通じて、施業の低コスト化を図りつつ採算性を高め、森林所有者の森林経営における持続可能性を確保することが重要です。そのため、面的なまとまりによる計画的な森林施業、さらなる基盤整備の充実、労働力の確保を積極的に推進し、持続的・安定的な木材生産を推進していく必要があります。

また、森林に対する住民の意識や価値観が多様化していることから、林業の大衆化を促進し、都市住民の理解と協力を得ながら、森林の有する多様な機能に応じて、望まれる森林へと誘導する森林整備が求められています。

加えて、本町では、特用林産物として、紀州備長炭やシイタケ、シキミ、サカキ等の生産が行われており、特に紀州備長炭は生産量日本一を誇り、本町の特産品として知られています。こうした特用林産物は、今後も地域の貴重な収入源となるため、その生産振興に努める必要があります。

■保有形態別森林面積の状況

(単位：ha、%)

	総面積		立木地			人口林率 (B/A)
	面積 (A)	比率	計	人工林 (B)	天然林	
総数	28,716	100.0	28,520	17,285	11,235	60.2
国有林	1,259	4.4	1,211	889	322	70.6
民有林	27,454	95.6	27,309	16,396	10,913	59.7
私有林	26,670	92.9	26,525	15,692	10,832	58.8
公有林	787	2.7	785	704	80	89.5
県有林	172	0.6	170	158	11	92.2
町有林	304	1.1	304	279	25	91.7
財産区有林	312	1.1	311	267	44	85.7

資料：林業振興課  
(平成28年4月1日現在)

【施策の体系】

林業の振興	林道、作業道の整備
	木材生産体制の充実
	担い手の育成・確保
	木材流通体制の整備
	森林の保全と総合的活用
	特用林産物の生産振興
	鳥獣害対策の強化

## 《主要施策》

### （１）林道、作業道の整備

森林施業の効率化、生産コストの縮減を図るため、関係機関との連携のもと、効率的な林道や作業道の整備を進め、林内路網密度の向上に努めるとともに、林道の舗装・改良の促進、適正な維持管理を進め、災害に強い林道網の形成に努めます。

### （２）木材生産体制の充実

森林組合を中心に、森林所有者の合意形成による一体的な森林整備に向けた森林の団地化を促進するとともに、高性能林業機械の導入を支援するなど、生産段階におけるコストの縮減を促し、低コストかつ安定的な木材生産を促進します。

### （３）担い手の育成・確保

- ① 森林組合の作業班員を対象に低コスト林業を実施するための技術研修を行い、森林施業プランナー等の高度な技術を持つ地域林業の担い手の育成・確保に努めるほか、作業全般を統括する人材の育成にも努めます。
- ② さらに都会からの移住者を含め、幅広い担い手の確保に取り組みます。

### （４）木材流通体制の整備

県や近隣市町等の関係機関との連携のもと、流通段階においても木材を低コストかつ安定的に供給できる体制を整備するとともに、公共施設の建設時における地元産材の利用や、地元産材を使用した民間木造住宅の建設を促進するなど、地産地消を進めます。

### （５）森林の保全と総合的活用

- ① 住民や都市住民、企業等の森林づくりへの意識啓発と参画促進を図り、森林の保全及び育成に努めます。
- ② 林業体験、木工品づくり体験、環境学習、癒しなど、観光・交流・学習等の場としての活用や、間伐材等の利活用の促進など、森林の総合的活用に努めます。
- ③ 木質バイオマスの活用支援など、環境保全と連動した地域振興に関する取り組みを進めます。

## **(6) 特用林産物の生産振興**

- ① 「紀州備長炭」の原木となるウバメガシの安定供給に向けた対策を進めるとともに、後継者の育成・確保、窯の修繕等に関する支援を行い、紀州備長炭の生産性の向上や高品質化を促進し、日本一の産地の維持・充実に努めます。
- ② シイタケについては、有害鳥獣による被害に強い生産施設の整備、収穫・乾燥・出荷の体制づくり等を促進し、ブランド復活に努めます。
- ③ シキミ、サカキ等のその他の特用林産物についても、生産体制の充実や担い手の確保に取り組めます。販路の拡大に向けた支援を推進し、生産性の向上や高品質化、産地化を促進します。

## **(7) 鳥獣害対策の強化**

イノシシ、シカ、サル等の有害鳥獣による森林被害や林産物被害を防止するため、防止対策の支援や講習会の開催、猟友会の協力のもと、環境警備隊の設置や一斉捕獲の実施、地域や関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、地域ぐるみでの自主的な活動を促進し、効率的で有効な鳥獣害対策の強化を図ります。

### 3. 商工業の振興

#### 【目的と方針】

地域性に即した商業の振興に向け、商工会の育成・強化のもと、時代潮流に合わせた魅力的な商業活動を促進するとともに、地域活力の向上と雇用の場の確保を見据え、既存企業の活性化や新産業の開発促進、企業誘致を進めます。

#### 【現状と課題】

車社会の一層の進展や大型店の進出等を背景に、全国的に既存商店街の活力低下が進んでいます。さらに、人口減少社会の到来による消費者の減少も見込まれる中、その対策が大きな課題となっています。

平成 26 年の商業統計調査によると、本町の卸売業と小売業を合わせた事業所数は 77 事業所、従業者数は 273 人、年間商品販売額は約 37 億円となっています。

本町では、古くから小売業を中心に地域に密着した商業活動が行われてきましたが、従来から商品の購入先は御坊市に依存する傾向が強く、商業集積が育ちにくい状況にあります。また、近隣市町への大型店の進出や消費者ニーズの多様化等により、購買力の流出が進むとともに、商業者の高齢化や後継者不足など、商業活動を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このため、商業振興の核となる商工会の育成・強化のもと、商業環境の変化に対応できる魅力的かつ地域性のある商業活動の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、工業の振興は、地域活力の向上や雇用の創出に直結するものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

平成 26 年の工業統計調査によると、本町の製造業の事業所数（従業者 4 人以上）は 20 事業所、従業者数は 651 人、製造品出荷額等は約 155 億円となっています。

本町ではこれまで、企業誘致を積極的に推進し、町内に 8 社が進出していますが、町経済のさらなる発展と雇用の場の拡充に向け、既存企業の活性化や地域資源を活用した新産業の開発に向けた取り組みを推進するとともに、新たな企業誘致を進めていく必要があります。

■商業の推移

(単位：店、人、百万円)

	事業所数	従業者数	年間商品販売額
平成 9 年	155	402	4,357
平成 11 年	159	401	5,203
平成 14 年	137	400	3,934
平成 16 年	147	432	3,793
平成 19 年	118	380	3,436
平成 26 年	77	273	3,650

資料：商業統計調査  
注) 飲食店を除く

■工業の推移

(単位：事業所、人、百万円)

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成 22 年	26	791	17,163
平成 23 年	23	742	16,162
平成 24 年	21	651	15,553
平成 25 年	21	685	16,050
平成 26 年	20	651	15,550

資料：工業統計調査  
注) 従業者 4 人以上の事業所

【施策の体系】

商工業の振興	商工会の育成
	地域の実情に応じた商業活動の促進
	新産業開発等の促進
	既存企業の活性化の促進
	企業誘致の推進



## 《主要施策》

### （１）商工会の育成

商工業振興の中核的役割を担う商工会の育成・強化に努め、各種活動の一層の活発化を促進します。

### （２）地域の実情に応じた商業活動の促進

- ① 地域の実情と時代潮流の変化に柔軟に対応できる商業活動の促進に向け、商工会との連携のもと、経営革新や後継者の育成、特産品の販売など地元商店ならではの特色ある商品・サービスの提供、観光産業との連携強化等を促進します。
- ② 商工業資金利子補給制度をはじめ、各種制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。
- ③ プレミアム商品券の継続的な発行により地元消費を喚起し、地域経済の活性化を促します。
- ④ 集落生活圏におけるサービス維持のため、商工業者への支援を行います。
- ⑤ CATV 網の光化を促進し、商業活動環境の向上に努めます。

### （３）新産業開発等の促進

商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、企業間・産業間連携の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図り、森林・観光資源などの恵まれた地域資源を活用した新製品・新産業の開発や起業化を促進します。

### （４）既存企業の活性化の促進

「日高川町製造工場経営者懇話会」の定期的な開催をはじめ、誘致企業への継続的な支援を行うことにより、事業拡大等を促進します。

### （５）企業誘致の推進

産業基盤の整備を進めるとともに、県等関係機関との連携等を通じて、地域資源を活用した企業誘致活動を積極的に展開し、環境と共生する優良企業の誘致を促進します。

## 4. 観光の振興

### 【目的と方針】

魅力ある観光地の形成に向け、本町の特性・資源を十分に生かしながら、多様化する観光ニーズに対応した多面的な取り組みを重点的に推進します。

### 【現状と課題】

癒しや健康づくり、食文化体験、自然体験などを求める傾向が強まるなど、観光ニーズが一層多様化する中で、観光地には、そのニーズに即した、リピーターの確保に向けた魅力づくりや体験・滞在型観光の展開が求められています。

本町には、日高川をはじめとする自然資源や、道成寺や笑い祭に代表される歴史文化資源、農林業資源はもとより、ヤッホーポイント、きのくに中津荘や中津温泉あやめの湯鳴滝、美山温泉愛徳荘などの温泉施設、鳴滝キャンプ場、かわべ天文公園、かわべテニス公園、南山スポーツ公園競技場、森林公園、ふるさと産品展示販売所等、多彩で魅力ある観光・交流施設があり、訪れる観光客は年間70万人以上にのぼります。

しかし、観光客数については、ここ数年間は横ばい傾向にあります。また、ほとんどが日帰り客となっており、年間を通してより多くの人々が訪れ、滞在する観光地づくりに向けた一層の取り組みが求められる状況にあります。

このため、今後は、観光振興による町全体の産業・経済の活性化、観光・交流から移住・定住への展開も視野に入れながら、観光施設の指定管理者や観光協会、ゆめ倶楽部21等との連携のもと、既存観光・交流資源の充実・活用、新たな資源の掘り起こしをはじめ、体験・滞在型の観光・交流機能の強化を重点とした多面的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

■観光客数の推移 (単位：人)

	観光客数
平成24年	681,514
平成25年	751,730
平成26年	765,529
平成27年	686,311
平成28年	726,847

資料：和歌山県観光動態調査

## 【施策の体系】

観光の振興	観光振興体制の整備
	観光・交流資源の充実とネットワーク化
	広域観光体制の充実
	体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備
	日高川の観光的活用
	観光 PR 活動の強化
	おもてなし力の向上
	国際化に対応した環境整備

## ◀主要施策▶

### (1) 観光振興体制の整備

観光施設の指定管理者や観光協会等との連携を強化し、多様な観光振興施策を総合的、計画的に推進する体制整備を図るとともに、観光協会の育成・強化に取り組みます。

### (2) 観光・交流資源の充実とネットワーク化

- ① 道成寺や笑い祭、ヤッホーポイント、温泉施設、キャンプ場をはじめとする既存の観光・交流資源について、関係機関・団体や民間との連携のもと、観光ニーズの動向や老朽化の状況等に即して整備充実を進め、一層の機能強化と有効活用に努めます。特にスポーツ施設を活用したスポーツ観光の振興に向けた取り組みを進めます。
- ② 豊かな自然や歴史文化資源、特産品等で十分に活用されていない資源を掘り起こし、新たな観光・交流資源としての活用に努めます。
- ③ 町内の観光・交流資源をネットワーク化した観光ルートの設定や統一デザインによる観光案内板の整備、バス交通との連携等を進め、観光客が町内を周遊できる環境づくりに努めます。

### **(3) 広域観光体制の充実**

県や周辺市町との連携のもと、近畿自動車道紀勢線など広域道路網の整備等を見据えた広域観光ルートづくりや広域的な集客活動の展開を図ります。

### **(4) 体験・滞在型観光メニューの充実と受け入れ体制の整備**

ゆめ倶楽部 21 等の関係団体や住民との協働のもと、農林業体験をはじめ、歴史体験、食文化体験、炭焼き体験、工芸品づくり体験など、本町ならではの体験メニューの充実を図るとともに、農家民泊施設等の確保や組織・人材の育成などメニューに応じた受け入れ体制の充実を進め、体験・滞在型観光の展開、修学旅行の誘致に努めます。

### **(5) 日高川の観光的活用**

日高川漁業協同組合等、関係機関との連携のもと、アユやアマゴなどの放流事業の促進、河川環境や魚類の生息環境の保全等を図り、川釣りのメッカとしての機能の維持・充実に努めます。また、川遊びの場としての活用を進めるなど、日高川の観光・交流資源としての総合的活用を努めます。

### **(6) 観光 PR 活動の強化**

- ① 観光協会等との連携のもと、パンフレットやポスター、ホームページ、SNS、マスコミなどの多様なメディアを活用し、全国に向けた PR 活動を推進するとともに、民間とのタイアップ等により、各種大会や合宿、ツアーの誘致を進めます。
- ② 農産物や加工品等、町の特産品を PR するため、各種物産展への出店を行います。

### **(7) おもてなし力の向上**

人も重要な観光・交流資源であるという視点に立ち、住民及び観光関連事業者のおもてなし力の向上に向けた啓発活動等を推進するとともに、観光案内等を行う観光ボランティアや語り部の育成に努めます。

### **(8) 国際化に対応した環境整備**

案内板や刊行物等の外国語併記、役場窓口をはじめとする各公共施設における外国人への対応の充実、民泊の拡大促進など、外国人が訪れやすく住みやすい環境整備を推進します。

## 5. 雇用対策の推進と後継者の定住促進

### 【目的と方針】

定住の促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実、後継者の定住促進に努めます。

### 【現状と課題】

わが国における雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、特に地方においては、人口減少や少子高齢化、産業全体の低迷等を背景に一層厳しさを増しています。

本町においても、産業が停滞傾向にある中で、人口減少及び高齢化に伴う人手不足が問題になっているとともに、雇用の場の確保・拡充が求められているほか、女性の活躍推進、少子高齢化の一層の進行を見据えた高齢者等の雇用対策が必要です。

このため、各種の産業振興施策を一体的に推進するほか、関係機関との連携のもと、雇用機会の確保や雇用の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、勤労生活の安定と豊かでゆとりのある生活の実現に向け、労働条件の向上促進をはじめ、勤労者福利厚生機能の充実を進めていくことが必要です。

さらに、人口減少に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるため、これらの雇用関連施策や住宅施策と連動しながら、後継者やI・J・Uターン者の定住促進施策に取り組むとともに、高齢者の能力を活用するなど、地域活力の向上が求められています。

### 【施策の体系】

雇用対策の推進と 後継者の定住促進	雇用機会の確保と雇用の促進
	勤労者福祉の充実
	後継者の定住促進
	シルバー人材センターの設立・運営

## 《主要施策》

### (1) 雇用機会の確保と雇用の促進

- ① 各種産業振興施策の推進を通じて雇用機会の確保・拡充をめざすほか、ハローワーク等関係機関や地元企業との連携のもと、就職相談や情報提供、職業訓練の支援、地域の実情に応じた雇用情報の充実等に取り組み、若者の地元就職及びI・J・Uターンの促進に努めます。
- ② 男女雇用機会均等法の普及・啓発、企業への働きかけ等を通じ、女性や高齢者、障がいのある人の雇用促進に努めます。

### (2) 勤労者福祉の充実

勤労者が健康で快適に働き、豊かで充実した生活を送ることができるよう、商工会等との連携のもと、企業への啓発等を行うことにより、労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進していくとともに、余暇情報の提供や文化・スポーツ・レクリエーションの場の充実等に努めます。

### (3) 後継者の定住促進

後継者やI・J・Uターン者等の定住促進のための効果的な支援施策について、検討・推進します。

### (4) シルバー人材センターの設立・運営

定年を迎えた退職者、その他の高年齢退職者がその能力を発揮し、生きがいとやりがいを持って地域で活躍できるよう、シルバー人材センターの設立に向けて取り組むとともに、持続可能な運営に努めます。

## 第3章 豊かな心を育む教育・文化のまち

### 1. 生きる力を育む学校教育の推進

#### 【目的と方針】

明日の本町を担う人材の育成に向け、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。

#### 【現状と課題】

子どもたちが「生きる力」を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

国では、教育をめぐるさまざまな問題が表面化する中、教育基本法や学校教育法等の改正、これに伴う学習指導要領の改訂（小学校では平成32（2020）年度、中学校では平成33（2021）年度から実施予定）等を行い、教育の再生に向けた取り組みを進めています。

平成29年5月1日現在、本町には小学校が9校、中学校が5校（うち1校は組合立）あり、小学校児童数は480人、中学校生徒数は367人となっており、豊かな自然の中で、特色ある学校教育が進められています。

本町では、これまで、学校施設の耐震化や空調設備の設置はもとより、社会変化に即した教育内容の充実を進めてきました。また、子どもが読書に親しみながら健やかに成長できるよう、平成29年度には「日高川町子ども読書活動推進計画」を策定しました。そのような中、教育内容のさらなる充実をはじめ、老朽化が進む学校施設の整備や少子化に伴う児童・生徒数の減少への対応、安全・安心な環境づくり等が課題となっています。

今後は、国の動向に柔軟に対応しながらも、「生きる力」を育む特色ある教育活動の一層の推進をはじめ、学校施設の整備充実、小規模校における教育の充実、子ども読書活動の推進、安全教育、安全管理の充実など、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

■小学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	児童数	教員数
平成 25 年	9	48	558	78
平成 26 年	9	46	518	77
平成 27 年	9	47	512	80
平成 28 年	9	48	498	83
平成 29 年	9	47	480	86

資料：学校基本調査  
注) 各年 5 月 1 日現在

■中学校の状況

(単位：校、学級、人)

	学校数	学級数	生徒数	教員数
平成 25 年	5	22	396	55
平成 26 年	5	25	390	57
平成 27 年	5	26	389	59
平成 28 年	5	27	383	60
平成 29 年	5	26	367	60

資料：学校基本調査  
注) 各年 5 月 1 日現在。組合立大成中学校を含む

【施策の体系】

生きる力を育む 学校教育の推進	生きる力を育む特色ある教育活動の推進
	学校施設の整備充実
	小規模校における教育の充実
	子ども読書活動の推進
	安全教育、安全管理の充実



## 《主要施策》

### （１）生きる力を育む特色ある教育活動の推進

- ① 確かな学力の育成に向け、指導体制の充実及び小・中学校の連携強化のもと、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得はもとより、地域の特性・資源、人材等を生かした特色ある教育・学校づくりを推進するとともに、ALT の活用等による外国語教育の充実をはじめ、情報教育、環境教育、キャリア教育など社会変化に対応した教育の充実を図ります。
- ② 豊かな人間性の育成に向け、人権教育や道徳教育、福祉教育の充実を図ります。また、いじめや不登校などの心の問題に対し、スクールカウンセラーを配置・充実するなど、相談・指導体制の充実を図ります。
- ③ 健康・体力の育成に向け、体育、健康教育の充実をはじめ、関連機関が一体となった食育の推進、学校給食の充実、部活動の充実を図ります。
- ④ 特別支援教育の充実を図るとともに、適切な就学相談・指導に努めます。
- ⑤ 学校司書の巡回による、学校図書室の充実を図ります。

### （２）学校施設の整備充実

- ① 老朽化への対応や安全管理の強化、バリアフリー化に向け、学校施設の整備充実を計画的に推進します。
- ② 情報教育のためのパソコン等の機器の更新や ICT 機器の整備など、新しい教育内容の充実に即した整備を図ります。

### （３）小規模校における教育の充実

少子化に伴う児童・生徒数の減少を勘案し、それぞれの小規模校の特性を生かした教育の充実を図ります。また、小規模校のあり方について、統合も視野に入れた検討を進めます。

### （４）子ども読書活動の推進

次世代を担う子どもが、生涯において多くの本に親しみ、心豊かにたくましく「生きる力」を育ていけるよう、読書の楽しさや重要性の理解を促進するとともに、いつでも読書に親しめる環境づくりを進めるなど、子どもの読書活動を計画的に推進します。

## **(5) 安全教育、安全管理の充実**

- ① 学校における安全教育と安全管理は、密接に関連させながら一体的に進める必要があることから、安全管理による一層安全な環境づくりを推進するとともに、安全教育によって、児童・生徒が安全な行動を実践することにより、学校安全活動の効果をより一層高めていきます。
- ② 災害や突発的な事故が発生した場合に適切に対応できるよう、学校内における危機管理体制の確立をはじめ、東海・東南海・南海地震や集中豪雨に備えた防災教育・避難訓練等の実施、保護者や地域住民による登下校時の安全対策の充実を促進するなど、総合的な子どもの安全対策を推進します。

## 2. 学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成

### 【目的と方針】

学校・家庭・地域における課題や価値観を共有し、相互の教育力を連携することにより、地域が一丸となった教育を推進します。さらに、明日の本町を担う青少年が心身ともに健やかに育成されるよう、全町的な体制整備のもと、青少年健全育成活動を積極的に推進します。

### 【現状と課題】

子どもを取り巻く環境や学校が抱える課題は時代とともに変化しており、学校だけでは解決が困難なものもあります。このような状況の中で、学校は地域との協働により、さまざまな課題の解決を図りながら、子どもを育む活動を展開していく必要があります。

また、幼少期から青年期まで多くの人と関わりながら体験を積み重ねることが、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果が認められています。そのため、社会で求められる力を育む観点から、体験・交流活動の推進が求められています。

本町では、青少年健全育成町民会議を設置するとともに、家庭教育や青少年教育を通して家庭の教育力の向上や青少年の体験・交流機会、社会参加機会の提供、ジュニアリーダークラブ等の団体活動の育成に努めるなど、青少年の健全育成に積極的に取り組んでいます。

今後は、人口減少や少子高齢化、核家族化、情報化等が進行し、青少年を取り巻く環境はさらに大きく変化していくことが予想されることから、青少年がさまざまな体験活動や交流活動等を通じて豊かな人間性を育み、本町の担い手として健全に育成されるよう、全町的な体制整備のもと、より一層、積極的に取り組みを進めていく必要があります。

### 【施策の体系】

学校・家庭・地域が 連携した教育の推進、 青少年の健全育成	コミュニティ・スクールの充実
	青少年の体験・交流活動の推進
	家庭・地域の教育力の向上
	青少年団体の育成
	青少年健全育成体制の充実
	健全な社会環境づくり

## 《主要施策》

### （１）コミュニティ・スクールの充実

地域との協働を推進し、さまざまな課題解決を図りながら子どもを育む活動を展開するため、「地域に開かれた学校」からさらに一步踏み出した「地域とともにある学校」に向け、コミュニティ・スクールの推進を図ります。

### （２）青少年の体験・交流活動の推進

社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力を養う観点から、体験・交流活動を推進します。

### （３）家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する講座・教室の開催や広報・啓発活動の推進、放課後の子どもの居場所づくりなどを通じ、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

### （４）青少年団体の育成

ジュニアリーダークラブや父母クラブなどの青少年団体等の育成に努めるとともに、青少年の団体への参加を促進します。

### （５）青少年健全育成体制の充実

各種の健全育成活動を総合的かつ効果的に推進するため、青少年健全育成町民会議の一層の充実を促進するとともに、関係機関・団体、学校、家庭、地域、行政等の連携を一層強化し、町が一体となった健全育成体制の確立を図ります。

### （６）健全な社会環境づくり

青少年補導委員会や PTA 連絡協議会などの関係団体を中心とした非行防止活動やパトロール活動など、各種活動を促進するとともに、広域的連携のもと、健全な社会環境づくりを進めます。

### 3. 生涯学習の推進

#### 【目的と方針】

「まちづくり・人づくりは学習から」という共通認識のもと、あらゆる人が、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自身の要望に応じた学習を行い、地域に還元することができるよう、総合的な学習環境の整備を進めます。

#### 【現状と課題】

国際化、情報化、少子高齢化など、急速に変化する社会経済情勢に対応するため、住民同士の連携を強めながら、住民が主体的に学び続けることができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、住民の幅広い学習ニーズに応えるため、社会教育事業を核にしなが、乳幼児期から高齢期までの各期に応じたさまざまな講座・教室や各種事業を開催しています。また、これらの行事予定をとりまとめ、広報紙に学習カレンダーとして掲載し、住民への情報提供と意識啓発に努めているほか、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、各ライフステージにおける学習課題はますます多様化かつ高度化してきており、すべての住民が自発的に自分に適した手段・方法を選んで学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが求められています。

このため、各地区公民館、日高川交流センターなどの生涯学習関連施設の整備充実・有効活用を図るとともに、住民ニーズの把握に努めながら、住民主体の学習活動を促進する環境・条件づくりが必要です。

#### 【施策の体系】

生涯学習の推進	生涯学習環境の整備充実
	公民館図書室の充実
	講座・教室等の学習支援の充実
	担い手の育成・確保
	関係団体等の育成

## 《主要施策》

### （１）生涯学習環境の整備充実

- ① 各地区公民館、日高川交流センターをはじめとする生涯学習関連施設の適正な維持管理を行い、有効活用を図ります。
- ② 各施設における図書室については、蔵書の充実や各図書室の連携強化をはじめ、読書活動の拠点としての機能強化及び利用促進に努めます。

### （２）公民館図書室の充実

住民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習の基盤施設として資料の収集や整理、保存を進めることにより、公民館図書室の利便性向上に努めます。

### （３）講座・教室等の学習支援の充実

地域振興や活性化に資する学習機会を提供するため、地域住民の身近な学習・交流の場として講座・教室等の開催に継続して取り組みつつ、時代とともに多様化するニーズに応じた取り組みを積極的に進めます。

### （４）担い手の育成・確保

多様な分野における担い手やボランティアの育成・確保に努めるとともに、登録・派遣体制の整備を図り、有効活用を進めます。

### （５）関係団体等の育成

社会教育関係団体や学習グループの育成、公民館支館における活動の促進に努め、住民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活発化を促します。

## 4. 文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承

### 【目的と方針】

うるおいと生きがいに満ちた暮らしの確保と地域文化の継承・創造に向け、住民主体の文化芸術活動の振興に取り組むとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用・継承を進めます。

### 【現状と課題】

人々の価値観が多様化する中、精神的な豊かさや生活の質を重視する傾向が強まり、文化・芸術活動への関心が高まっています。

本町では、文化協会が中心となって、公民館等を利用してさまざまな文化芸術活動が展開されています。しかし、文化芸術活動への参加者の高齢化や新規会員の少なさ、これらに伴う指導者の不足といった課題もみられます。

文化芸術活動は創造力や表現力を高め、心のつながりや相互に理解し合う気持ちや多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、日々の生きがいや喜びをもたらす重要な要素であり、町の活性化と密接に結びついています。今後は、だれもが気軽に文化芸術にふれ、活動することができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本町は、安珍清姫伝説で全国的にも知名度の高い道成寺や、奇祭で有名な丹生神社の笑い祭、寒川祭などの地域の祭礼・伝統芸能をはじめ、有形・無形の貴重な文化遺産や指定文化財を多数有しているほか、井原西鶴や芳澤あやめ、徳川吉宗の生誕地といわれているなど、地域特有の歴史文化が息づくロマンあふれるまちです。

今後も、文化遺産の適切な調査や保存・活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりと、個性豊かなまちづくりを進めていく必要があります。

### 【施策の体系】

文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承	文化施設の整備と芸術文化の振興
	文化財の保存・活用の推進
	青少年の文化活動の推進
	歴史資料館の運営管理と情報の発信

## 《主要施策》

### （１）文化施設の整備と芸術文化の振興

文化施設の計画的な整備とともに、文化協会など文化芸術団体・サークルの育成を図ります。さらに、団体間の交流や新規会員の確保に向けた取り組みの促進、指導者の育成・確保に努め、住民主体の文化芸術活動の振興を図ります。

### （２）文化財の保存・活用の推進

- ① 指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財についても調査を推進し、重要なものについては新規指定による保存・活用を進めます。
- ② 各地域の祭礼や伝統芸能、伝統行事についても、保存団体や後継者の育成等を通じて積極的にその保存・継承に努めます。
- ③ 文化財に関する講座・教室の開催や積極的な啓発活動の推進、学校教育との連携等を通じ、住民が文化財にふれあう機会の充実と意識の高揚に努めます。

### （３）青少年の文化活動の推進

子どもの人格形成期における文化活動の重要性に鑑み、学校、地域、文化団体等との連携を重視した取り組みを進め、青少年の文化活動のさらなる活性化を図ります。

### （４）歴史資料館の運営管理と情報の発信

美山歴史民俗資料館や中津郷土文化保存伝習館、西鶴記念交流館について、施設の適正管理や展示内容の充実、学習機会の提供等を進めるとともに、町内外へのPRに努め、利用促進に努めます。



## 5. 元気を生み出すスポーツの振興

### 【目的と方針】

すべての住民が、生活の一部としてスポーツ活動や健康づくり活動を行い、日々元気に暮らすことができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実に努めます。

### 【現状と課題】

スポーツは、健康づくりや生きがいづくりに役立つだけでなく、住民同士の交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

国においてはスポーツ立国の実現をめざし、スポーツに関する施策を国家戦略として総合的かつ計画的に推進する方向の中で 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、全国的なスポーツへの注目度は高まりをみせています。

本町では、体育協会やスポーツ推進委員会等と連携しながら、各種のスポーツ教室やスポーツ大会を開催しているほか、スポーツ施設の整備充実に努め、住民の健康の維持・増進と住民相互の交流、スポーツの普及に努めています。また、体育協会加盟のスポーツ団体が 11 団体、スポーツ少年団が 9 団体あり、これらを中心に自主的なスポーツ活動が展開されています。そのような状況の中、平成 28 年度に総合型地域スポーツクラブの準備委員会を立ち上げるとともに、総合型地域スポーツクラブの育成に向けて取り組んでおり、町スポーツの普及・促進に向けたリーダー的な役割が期待されています。

スポーツ施設としては、野球場や陸上競技場を備えた南山スポーツ公園競技場をはじめ、数多くのスポーツ広場や多目的施設、スポーツセンター、小・中学校の体育施設（開放）等があり、活発に利用されています。

しかし、近年、住民の健康に関する意識が高まりをみせる中、スポーツへのニーズは増大かつ多様化の傾向にあり、施設面の充実が求められているほか、幅広い年齢層の住民が生涯にわたってスポーツ活動を行うことができる環境づくりが一層求められています。

このため、各スポーツ施設の整備充実に努めるとともに、各種スポーツ団体や指導者の育成、各ライフステージに応じたスポーツ活動の普及など、スポーツ活動の場と機会の充実に努めていく必要があります。

## 【施策の体系】

元気を生み出す スポーツの振興	スポーツ施設の整備充実と利用促進
	スポーツ団体、指導者の育成
	アスリートの育成
	多様なスポーツ活動の普及・促進
	スポーツ人口の拡大

## 《主要施策》

### （１）スポーツ施設の整備充実と利用促進

多様化する利用者ニーズの的確な把握に努めるとともに、スポーツ施設の整備充実を図ります。さらに、合宿の受け入れやスポーツ観光に向けた取り組みを推進し、一層の利用促進に努めます。

### （２）スポーツ団体、指導者の育成

住民主体のスポーツ活動の一層の活発化を促進するため、総合型地域スポーツクラブや体育協会、スポーツ少年団などのスポーツ団体の育成を図るとともに、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努めます。

### （３）アスリートの育成

アスリートの育成に向け、全国大会出場への支援やスポーツ表彰などを行います。

#### **(4) 多様なスポーツ活動の普及・促進**

- ① 啓発活動の推進やスポーツ情報の収集・提供を図り、住民のスポーツ及び健康づくりに対する意識の高揚に努めます。
- ② 幅広い年齢層が気軽に参加できるニュースポーツから競技スポーツまで、多様なスポーツ活動・健康づくり活動の普及に向け、体育協会等と連携し、各種スポーツ教室・大会、健康づくり教室等の内容の充実と参加の促進に努めるとともに、地域におけるスポーツ活動及びスポーツを通じた世代間交流の促進に努めます。

#### **(5) スポーツ人口の拡大**

広報紙やホームページ等のあらゆる媒体を活用した情報発信により、住民意識の高揚に努めることで参画を促し、スポーツ人口の拡大を図ります。

## 第4章 だれもが元気になる健康福祉のまち

### 1. 健康づくり・医療体制の充実

#### 【目的と方針】

住民一人ひとりが健康寿命を延ばし、生涯にわたって元気に暮らせるよう、健康日高 21 や特定健康診査等実施計画などの指針に基づき、体系的な保健サービスを推進するとともに、町内外の医療機関との連携のもと、地域医療体制の充実を進めます。

#### 【現状と課題】

医療費の著しい増大が大きな問題となっており、その原因の多くを占める生活習慣病の予防対策が強く求められています。

本町ではこれまで、広域的な健康づくりの指針として平成 25 年度に策定した健康日高 21（第2次）や、国の医療制度改革を踏まえて平成 29 年度に策定した特定健康診査等実施計画に基づき、健康づくりに関する啓発活動をはじめ、健康診査や健康教育、健康相談などの各種保健サービスを推進しています。

しかし、糖尿病等の生活習慣病が依然として増加傾向にあり、食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が大きな課題となっているほか、子どもの数が急速に減少する中で、安心して子どもを育てるための母子保健の充実や、増加傾向にある心の健康に関するニーズへの対応等が求められています。

今後は、これらの計画に基づき、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、関連部門が一体となった体系的な保健サービスを推進していく必要があります。

また、医療については、公的医療機関として、国民健康保険川上診療所・寒川診療所があるほか、御坊市に広域施設である国保日高総合病院がありますが、医療の充実、特に山間部地域の医療の確保は重要な課題であり、今後とも救急医療体制を含めた地域医療体制の充実を進めていく必要があります。

■主要死因別死亡者数の状況

(単位：人)

	全死因	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	その他
平成 23 年	171	39	28	11	17	18	10	5	43
平成 24 年	178	41	33	18	16	15	10	2	43
平成 25 年	157	38	31	13	23	14	2	3	33
平成 26 年	176	48	35	14	15	16	4	3	41
平成 27 年	170	32	32	15	17	19	4	3	48

資料：和歌山県人口動態統計

【施策の体系】

健康づくり・ 医療体制の充実	健康づくり推進体制の整備
	健康づくり活動の拡大・定着化
	食育の推進
	健康診査・指導等の充実
	母子保健の充実
	精神保健福祉の充実
	感染症対策の充実
	地域医療体制の充実

◀主要施策▶

(1) 健康づくり推進体制の整備

本町の健康づくり・福祉活動の拠点として、保健福祉センター等の施設の適正管理に努めるとともに、医療機関や保健所、大学等の関係機関との連携を強化し、健康づくりの実態把握や健康課題解決のための調査・分析を継続的に実施します。

## **(2) 健康づくり活動の拡大・定着化**

関連部門が一体となって、住民の健康管理意識の啓発を図りつつ、栄養・食生活、運動、休養、酒、たばこなどの項目ごとの目標達成に向けた、地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を計画的に推進します。

## **(3) 食育の推進**

健全な食習慣の形成に向け、食育推進計画に基づき、関連部門が一体となって食育を推進します。

## **(4) 健康診査・指導等の充実**

特定健康診査等実施計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導を推進するとともに、がん検診等、その他の健康診査の充実、健康教育、健康相談等の充実に努めます。

## **(5) 母子保健の充実**

関係機関や母子保健推進員と連携し、妊娠・出産期から学童・思春期に至るまで、家庭訪問や健康診査・相談、予防接種の充実、子育てに関する学習・交流の場の提供など、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに総合的に取り組みます。

## **(6) 精神保健福祉の充実**

うつ病やストレス等による心の病、自殺予防などについての正しい知識の普及に努めるとともに、関連部門が一体となって治療や社会復帰、自立のための支援に努めます。

## **(7) 感染症対策の充実**

関係機関との連携のもと、結核や肺炎、新型インフルエンザ等の感染症についての正しい知識の普及や予防接種体制の充実に努めます。

## **(8) 地域医療体制の充実**

- ① 地域医療を確保するため、国民健康保険診療所の医療機器の充実、施設の適正管理に努めます。
- ② 国民健康保険診療所と県立医科大学等、公立病院間との連携を進め、遠隔医療の推進を図ります。
- ③ 医療ニーズの高度化、多様化や救急・休日・夜間の医療ニーズに対応できるよう、日高医師会等関係機関との連携や広域的連携のもと、国保日高総合病院の整備充実及び看護師の確保を図るとともに、県赤十字救命センター及び県立医科大学附属病院高度救命救急センターの活用を図ります。

## 2. 地域福祉の充実

### 【目的と方針】

すべての住民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、地域福祉計画に基づき、より多くの主体が積極的に参画・協働する地域福祉体制の整備を進めます。

### 【現状と課題】

少子高齢化や核家族化の進行等に伴い、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、高齢者の孤立や所在不明といった問題が発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、すべての住民が住み慣れた地域でともに支え合いながら、その人らしい生活を送ることができるよう、公私協働による地域福祉の仕組みを確立していくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会が高齢者や障がいのある人等に対して幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っています。さらに、社会福祉協議会と民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等とが連携し、地域に密着したさまざまな活動を展開しています。

しかし、今後、少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが予想され、特に高齢者等の安否確認や生活支援の重要性が一層高まることを見込まれ、これらへの対応が課題となっています。

また、本町は広大な面積を持ち、平野部から山間部まで多様な地域で構成されていることから、それぞれの地域特性に応じたきめ細かな福祉サービスの展開が、より一層求められています。

このため、平成 28 年度に策定した地域福祉計画に基づいて、それぞれの地域性等を生かしながら、より多くの主体の福祉活動への参画を促進し、町ぐるみの地域福祉体制づくりを進めていく必要があります。

### 【施策の体系】

地域福祉の充実	地域福祉に関する指針の見直し
	福祉サービスを利用しやすい環境づくり
	福祉サービス・担い手の充実
	支え合う地域づくり



## 《主要施策》

### (1) 地域福祉に関する指針の見直し

本町の実情に即した地域福祉施策を推進するため、関連サービス・事業を調整・統合化した地域福祉計画の定期的な見直しを図ります。

### (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

住民が自分に適した福祉サービスを自ら選び、安心して利用することができるよう、関連部門、関係機関・団体が一体となった総合的な相談体制・情報提供体制の整備を図るとともに、利用者の権利擁護のための施策を推進します。

### (3) 福祉サービス・担い手の充実

- ① 住民が質の高い福祉サービスを利用することができるよう、事業者への指導等に努めます。
- ② 社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等を育成・支援し、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

### (4) 支え合う地域づくり

高齢者や障がいのある人等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、社会福祉協議会等との連携のもと、啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催等を通じ、住民の福祉意識の高揚を図るとともに、コミュニティ施策とも連動した身近な地域を単位とした福祉ネットワークの形成を促進し、見守り活動や訪問活動をはじめ、支え合い助け合う活動を促します。

### 3. 子育て支援の充実

#### 【目的と方針】

子どもの最善の利益が実現される社会をめざすとともに、子育てに関わるあらゆる人々が子育て中の家庭を応援し、子どもが育てやすい、また子ども自身がのびのびと健やかに育つことのできるまちをめざし、多面的な子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進します。

#### 【現状と課題】

近年、核家族化の進行、晩婚化、未婚率の上昇、結婚や出産、子育てに対する価値観の変化や多様化、子どもの貧困問題の表面化など、子どもを取り巻く環境は常に変化しています。

本町の15歳未満の年少人口比率(平成27年国勢調査)は12.5%で、全国平均(12.6%)とほぼ同様の水準で、県平均(12.1%)をやや上回っています。一方で、10年前の平成17年(13.8%)と比較すると1.3ポイント、人数では344人の減少となっており、少子化の進行がうかがえます。

本町ではこれまで、少子化に対応するため、平成26年度に策定した「日高川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の量と質の確保に取り組むなど、保育体制の充実に努めてきました。加えて、子育て家庭への経済的支援、地域子育て支援拠点事業や学童保育の実施、さらには各種母子保健事業の推進やひとり親家庭への支援など、多様な子育て支援施策を推進してきましたが、町内各地域の実情に応じた柔軟な取り組みが求められています。

今後は、子ども一人ひとりの健やかな成長と子育て家庭を応援していくまちづくりを基本に、関連部門、関係機関・団体が一体となって、多面的な子育て支援施策をより一層推進していく必要があります。

■年少人口と年少人口比率の推移

(単位：人、%)

	総人口	年少人口 (15歳未満)	年少人口比率
平成7年	11,556	1,962	17.0
平成12年	11,607	1,772	15.3
平成17年	11,305	1,561	13.8
平成22年	10,509	1,400	13.3
平成27年	9,776	1,217	12.5

資料：国勢調査

■保育所の状況

(単位：人)

施設名	定員	入所児童数
かわべ保育所	240	192
なかつ保育所	80	63
みやま保育園	57	20
寒川保育園	30	6

資料：住民課

注)平成29年4月1日現在

【施策の体系】

子育て支援の充実	子育て支援に関する指針の見直し
	子育てを支援する仕組みづくり
	健やかに生み育てる環境づくり
	次代を担う心身ともにたくましい人づくり
	仕事と子育てを両立させる社会づくり
	子どもが安全に育つ安心なまちづくり

《主要施策》

(1) 子育て支援に関する指針の見直し

これまでの取り組みを踏まえたさらなる少子化対策、子育て支援を推進するため、今後の国の施策の動向等を注視しつつ、子育て支援に関する指針の見直しを図ります。

(2) 子育てを支援する仕組みづくり

- ① ニーズに応じた、より柔軟な支援サービスの実施検討をはじめ、子育て情報の提供や子育てサークル活動等への支援、相談体制の充実など、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。
- ② 住民への児童虐待防止に関する啓発や要保護児童のいる家庭への相談支援の充実など、要保護児童への支援の充実を図ります。
- ③ 高等学校卒業まで期間を拡大した子ども医療費の助成など、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

### **(3) 健やかに生み育てる環境づくり**

- ① 母子保健推進員との連携を深め、母子保健体制の充実をはじめ、子どもと母親の健康の確保に向けた施策を推進します。
- ② 望ましい食習慣の定着に向け、啓発や情報提供の充実を通じ、食育を推進します。
- ③ 性教育の推進や喫煙・飲酒・薬物の有害性の啓発、相談体制の充実など、思春期保健の充実を図ります。
- ④ 近隣市町の医療機関との連携のもと、小児医療体制の充実に努めるとともに、かかりつけ医づくりを促進します。
- ⑤ 関係機関との連携のもと、不妊治療に関する啓発や情報提供、相談体制の充実を図るとともに、経済的な負担の軽減を図ります。

### **(4) 次代を担う心身ともにたくましい人づくり**

- ① 家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実及び講座の実施、次代の親の育成に向けたふれあい体験の機会の提供など、家庭教育の充実を図ります。
- ② 学校施設の整備や教育内容・方法等の工夫などにより、魅力ある学校教育を推進します。
- ③ 豊かな心を育むための教育・指導の推進や相談活動の推進など、子どもの心に対する支援を推進します。
- ④ 青少年健全育成活動の推進やその指導者の育成、自然体験活動の促進など、児童の健全育成活動を推進します。

### **(5) 仕事と子育てを両立させる社会づくり**

- ① 多様化する保育ニーズに対応した保育内容・サービスの充実、そのための保育士の確保及び資質の向上に取り組み、保育所の充実を図るとともに、放課後児童クラブ（学童クラブ）の充実を図ります。
- ② 女性が働きやすい環境づくりに向けた啓発や育児休業制度の周知、男性の育児参加を促すための啓発や学習機会の提供など、仕事と子育ての両立と男性の子育て参加の促進に努めます。

### **(6) 子どもが安全に育つ安心なまちづくり**

- ① 既存施設・遊具の整備充実など、子どもの遊び環境の整備を進めます。
- ② 安全な道路交通環境の整備や有害環境対策の推進など、子どもを取り巻く生活環境の整備を推進します。
- ③ 子どもの防犯・学校安全・交通安全対策の充実や、被害にあった子どもに対する相談の充実など、子どもの安全確保に努めます。

## 4. 高齢者支援の充実

### 【目的と方針】

すべての高齢者が尊重され、明るく元気に安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を総合的に推進します。

### 【現状と課題】

わが国では、世界に類をみない速度で高齢化が進んでおり、65歳人口の割合は世界で最も高い水準になっています。さらに、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37（2025）年には、介護ニーズの増大が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの充実が求められています。

本町の高齢化率（平成27年国勢調査）は34.4%で、3人に1人が高齢者であるとともに、全国平均（26.6%）や県平均（30.9%）を上回る水準となっています。

今後も、本町の高齢化は一層進行し、特に75歳以上の後期高齢者の割合が増加することが予測されています。これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者が増加し、一方では核家族化や女性の社会参画が進むことにより、家族による介護力はますます低下することが見込まれます。

このような中、本町では平成29年度に、これまで進めてきた高齢者福祉・介護に関する各種施策・事業を点検・評価し、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定し、新たな事業展開に努めています。

今後とも、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、地域包括ケアシステムのさらなる充実に向けた各種施策・事業を着実に推進し、すべての高齢者ができる限り介護を必要とする状態になることなく、また介護が必要になったときには適切なサービスを受けながら、明るく元気に安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

■高齢者人口と高齢化率の推移

（単位：人、%）

	総人口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率
平成7年	11,556	2,889	25.0
平成12年	11,607	3,313	28.5
平成17年	11,305	3,446	30.5
平成22年	10,509	3,294	31.3
平成27年	9,776	3,360	34.4

資料：国勢調査

## 【施策の体系】

高齢者支援の充実	高齢者支援推進体制の充実と指針の見直し
	健康づくり・社会参画の促進
	地域包括ケアシステムの充実
	在宅生活の支援と介護者への支援
	地域支援事業の推進
	認知症対策の推進
	介護保険サービスの充実

## ◀主要施策▶

### (1) 高齢者支援推進体制の充実と指針の見直し

- ① 制度やサービス内容の周知、認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、高齢者支援推進体制の充実を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- ② 今後の国の施策の動向等を注視しつつ、高齢者支援に関する指針に基づいた取り組みを展開するとともに、定期的な見直しを図ります。

### (2) 健康づくり・社会参画の促進

- ① 高齢者の健康づくり、介護予防に向け、地域ぐるみの健康づくり活動の拡大・定着化を促進するとともに、健康診査・指導、健康教育、健康相談等の各種保健サービスの充実を図ります。
- ② 高齢者がその能力や知識、経験を生かし、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブ活動やふれあいいきいきサロンの支援、世代間交流の促進などを通じて社会活動への積極的な参画を促進するとともに、就業機会の拡充に関する支援や生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

### **(3) 地域包括ケアシステムの充実**

関連部門、関係機関・団体相互の連携強化はもとより、地域ケア会議の開催や情報提供・相談体制の充実、住民の福祉意識の醸成など、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを推進します。

### **(4) 在宅生活の支援と介護者への支援**

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活管理指導員の派遣や生活管理指導短期宿泊事業、配食を利用した見守りサービス、高齢者見守りシステムをはじめ、在宅生活を支援するための各種福祉サービスの提供を図ります。
- ② 家族介護者の心身の負担を軽減することができるよう、介護に関する学習・相談の場の提供や介護者同士の交流の場づくりなどに努めます。

### **(5) 地域支援事業の推進**

高齢者が、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、予防重視型のシステムの定着を進めます。特に、地域における総合的なケアマネジメントを担う中核機関である地域包括支援センターを中心に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を効果的に推進します。

### **(6) 認知症対策の推進**

認知症高齢者の増加を見据え、認知症についての正しい知識の普及をはじめ、認知症サポーターの養成・活用や相談体制の充実、関係機関と連携した予防対策の推進、徘徊高齢者への支援など、認知症対策を推進します。

### **(7) 介護保険サービスの充実**

要介護認定者及び要支援認定者を対象とした、居宅での生活支援や重度化の防止等に向けた各種の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等の提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスに対する保険給付を行います。

## 5. 障害者支援の充実

### 【目的と方針】

障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができるよう、障害者基本計画及び障害福祉計画に基づく各種施策を総合的、計画的に推進します。

### 【現状と課題】

国においては「障害者総合支援法」をはじめとする関連法が施行されるとともに、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に伴い、障がいのある人の権利を保護し、教育や就労、生活等のあらゆる面において、不自由さを感じる事のない環境づくりを進めることが求められています。そのような中、障がいの有無に関わらず、だれもが住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

本町ではこれまで、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成27年度に、日高圏域における障害者基本計画及び障害者福祉計画(第3期)を策定し、関係機関との連携のもと、障がいや障がいのある人に関する啓発活動をはじめ、各種の経済的支援、障害福祉サービス、保健・医療サービス、就業促進や社会参加に向けた支援など、多様な施策を推進してきました。さらに、平成29年9月には「日高川町手話言語条例」を制定するなど、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組みを進めています。

しかし、障がいのある人の数は年々増加傾向にあり、高齢化や障がいの重度化・重複化、介護者の高齢化も進んでおり、障がいのある人を取り巻く支援体制のさらなる充実が求められています。

今後とも、これらの計画に基づき、また見直しを行いながら、障がいのある人の自立支援を重視した各種施策・事業を総合的、計画的に推進し、障がいのある人が社会の一員として自立し、地域の中で支え合い、ともに生きることができるようまちづくりを進めていく必要があります。



## 【施策の体系】

障害者支援の充実	障害者支援推進体制の充実と指針の見直し
	啓発・広報・交流等の推進
	バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり
	保健・医療サービスの充実
	生活支援の充実
	教育・療育の充実
	雇用・就労の促進

## ◀主要施策▶

### （１）障害者支援推進体制の充実と指針の見直し

- ① 御坊・日高圏域自立支援協議会による関係機関・団体相互の連携強化、御坊・日高障害者総合相談センターによる相談体制の強化をはじめ、制度やサービス内容の周知、認定調査の充実、サービスの質の向上、関連施設・機能の整備・確保など、障がいのある人を取り巻く支援体制の充実を図り、持続可能な事業展開を図ります。
- ② 今後の国の施策の動向等を注視しつつ、障害者支援に関する指針の見直しを図ります。

### （２）啓発・広報・交流等の推進

障がいや障がいのある人に関する理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図るため、啓発活動・交流事業の推進や、手話言語条例の基本理念に則った手話の理解及び普及を図るとともに、ボランティア活動や関係団体の活動支援に努めます。

### **(3) バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくり**

年齢や障がいの有無に関わらず、すべての住民が安全で安心して暮らせる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

### **(4) 保健・医療サービスの充実**

うつ病や発達障害の増加傾向も踏まえながら、関係機関との連携のもと、障がいの予防、早期発見、早期治療、リハビリテーション体制の充実等に努めるほか、医療費助成制度の周知及び利用促進に努めます。

### **(5) 生活支援の充実**

- ① 障がいのある人が地域において自立した生活ができるよう、広域的連携のもと、居宅介護（ホームヘルプ）等の居宅生活を支援する訪問系サービス、生活介護等の日中の活動を支援する日中活動系サービス、共同生活援助（グループホーム）等の地域生活への移行を支援する居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、これらのサービスの利用に対する自立支援給付を行います。
- ② 広域的連携のもと、相談支援や手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付、移動支援等の地域生活支援事業を推進します。
- ③ 障がいのある人の経済的負担を軽減するため、各種年金・手当の支給や交通費の助成等を行います。
- ④ 障がいのある人が自分らしく充実した生活を送ることができるよう、生涯学習・スポーツ・レクリエーション活動の促進に努めます。

### **(6) 教育・療育の充実**

関係機関との連携のもと、早期療育体制の充実や障がいのある児童の保育及び特別支援教育の充実、就学・進路相談の充実など、一貫した教育・療育に努めます。

### **(7) 雇用・就労の促進**

就労移行支援や就労継続支援等の就労に関する訓練サービスの提供体制の充実を促進するほか、相談・情報提供や事業所への啓発の推進、太陽川辺作業所や作業所あおぎ園との連携による福祉的就労機会の確保など、障がいの特性に応じた雇用・就労支援に努めます。

## 6. 社会保障の周知

### 【目的と方針】

住民が健康で文化的な生活を維持し、老後に不安のない人生を送ることができるよう、国民健康保険や国民年金、生活保護など社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

### 【現状と課題】

国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の医療の確保、健康の維持・増進に大きな役割を果たしていますが、近年、高齢化や医療の高度化等により医療費は増大を続け、財政状況は極めて厳しい状況にあります。このような中、国の医療制度改革が行われ、医療費の抑制に向け、40歳以上を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられたほか、75歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が創設される一方で、国民健康保険の財政運営の都道府県単位化が決定するなど、社会保障を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。

今後も、これらの動向を見据えつつ、医療保険財政の健全な運営を図るため、医療費の適正化や収納率の向上に向けた取り組みを進める必要があります。

一方、国民年金制度は、不安のない老後の生活を保障するものであり、高齢者はもとより、若者にとっても必要不可欠な制度ですが、近年、年金をめぐるさまざまな問題の発生を背景に、制度への不信感が増大する傾向にあるため、制度についての正しい理解の浸透を、より一層図っていく必要があります。

生活保護については、社会経済情勢の急速な変化に伴い、受給世帯は全国的に増加傾向にあります。

本町における生活保護の受給世帯は、ここ数年はほぼ横ばいで推移していますが、被保護者の高齢化や保護期間の長期化が進んでいるため、今後とも関係機関との連携のもと、自立に向けた支援に努める必要があります。

## 【施策の体系】

社会保障の周知	国民健康保険事業の健全化
	後期高齢者医療制度の適正な運営
	国民年金制度の周知徹底
	生活保護世帯への適切な対応

## ◀主要施策▶

### （１）国民健康保険事業の健全化

- ① 特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を推進し、生活習慣病対策を強化するとともに、適正受診対策を推進し、医療費の適正化に努めます。
- ② 国民健康保険の財政運営の主体が県に移行されたことから、制度の周知や円滑な事業運営に向けた取り組みを推進します。

### （２）後期高齢者医療制度の適正な運営

広域的連携のもと、後期高齢者医療制度の安定的かつ健全な運営に努めるとともに、国による制度改正等への適切な対応に努めます。

### （３）国民年金制度の周知徹底

広報・啓発活動や相談の充実を図り、国民年金制度についての住民への正しい理解の浸透に努めます。

### （４）生活保護世帯への適切な対応

生活保護世帯が自立し、健康で文化的な生活を送ることができるよう、関係機関との連携のもと、実態を的確に把握し、適切な相談・指導に努めるとともに、生活保護制度に関する助言・進達に努めます。

## 第5章 自然と共生する快適・安全なまち

### 1. 自然環境と調和したまちの創造

#### 【目的と方針】

本町の特色である日高川流域をはじめとした自然環境との調和を図るとともに、自然エネルギーのまちづくりに向けて、水と緑の豊かな自然環境・景観の保全をはじめ、多面的な環境保全・エネルギー施策を総合的に推進します。

#### 【現状と課題】

地球温暖化が深刻化し、世界的な脅威となっているほか、東日本大震災に伴う原子力事故の発生等を背景に、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっており、将来世代へも継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められています。

本町は、北部には白馬山脈、東南部には真妻山脈が連なり、森林が総面積の約9割を占める緑輝くまちであるとともに、中央部には日高川が流れ、その支流も含めてうるおいのある水辺空間を形成しており、水と緑の豊かな自然が息づいています。

本町ではこれまで、これらの自然の保護をはじめ、クリーン作戦など住民の環境美化運動の促進や学校における環境教育の推進、公害防止条例に基づく公害防止対策の推進、椿山ダム下流域における濁水対策の要請、計画的な地球温暖化対策の取り組みなど、環境保全・エネルギーに関わる各種施策を推進しています。

今後も、こうした環境保全・エネルギー施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、住民との協働により推進し、自然環境と調和したまちづくりを進めていく必要があります。

## 【施策の体系】

自然環境と調和 したまちの創造	自然環境・景観の保全
	地球温暖化対策の推進
	新エネルギー施策の推進
	日高川の水質汚濁防止対策の推進
	野焼き等環境問題への適切な対応
	住民の主体的な環境保全活動の促進
	美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開

## ◀主要施策▶

### (1) 自然環境・景観の保全

土地・森林利用関連計画に基づく適正な土地利用を促進するとともに、施設整備等にあたっては、自然環境・景観の保全に配慮した資材・工法の導入に努めます。

### (2) 地球温暖化対策の推進

行政自らが率先して環境保全活動に取り組み、町全体への波及を進めるため、庁舎内における温室効果ガスの計画的な排出削減を図ります。

### (3) 新エネルギー施策の推進

森林資源を生かした木質バイオマスの活用支援を一層進めるとともに、風力発電施設の設定を支援するなど、多様な観点から新エネルギーの導入に努めます。

#### **(4) 日高川の水質汚濁防止対策の推進**

- ① 日高川及びその支流の水質汚濁を防止するため、関係機関との連携のもと、水質の調査及び監視、指導を積極的に推進します。
- ② 樺山ダム下流域における濁水長期化現象については、河川への流入土砂の削減方策や貯水池内での濁水貯留を軽減する方策等の検討など、総合的な濁水対策を関係機関へ積極的に要請していきます。

#### **(5) 野焼き等環境問題への適切な対応**

野焼きをはじめ、事業所等による騒音・悪臭・振動等について、関係機関との連携のもと、公害防止条例等に基づき、調査や監視、指導等を推進し、未然防止に努めます。また、継続的な広報に努めます。

#### **(6) 住民の主体的な環境保全活動の促進**

環境教育や啓発活動を積極的に推進し、住民の環境保全意識の高揚を図りながら、クリーン作戦など地域における環境美化運動に取り組みます。さらに、水質浄化運動や省エネルギー運動など、住民の主体的な環境保全活動を促進し、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の定着化に努めます。

#### **(7) 美しい景観づくり、全町的な緑化運動の展開**

景観条例に基づき、住民との協働のもとに美しい景観づくりを進めます。また、公共施設の緑化を推進するとともに、住民の意識啓発を行いながら、地域住民や各種団体、行政等が一体となった全町的な緑化運動、花いっぱい運動を展開し、花と緑のまちづくりを進めます。

## 2. 上下水道の整備

### 【目的と方針】

安全・安心な水の安定供給に向け、水道施設未整備地区の整備及び上水道事業へ一本化された施設を適正に管理するとともに、日高川の水質保全と美しく快適な住環境づくりに向け、集落排水施設への加入促進と適正管理、合併浄化槽の設置促進に努めます。

### 【現状と課題】

水道は、健康で快適な住民生活と活力ある産業活動に一日も欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町における水の供給は、上水道事業へ一本化された水道施設を基本として、地元管理の飲料水供給施設、個人管理の谷水や井戸等によって行われています。

このうち、小規模な飲料水供給施設は施設の老朽化や管理能力の低下(高齢化)により、将来的な維持が課題となっていますが、点在する集落における水の供給には必要不可欠な施設であり、施設の更新を推進するとともに施設管理の支援等も充実させ、維持していくことが必要です。

また、上水道事業を経営するにあたっては、適正かつ能率的な運営に努めるとともに、常に施設を良好な状態に保つよう、長期的な観点から計画的な更新を行うことが必要です。加えて、耐震化を進めるなど、災害に強い施設整備が課題となっています。

一方、下水道は、河川等の公共用水域の水質保全や快適な住居環境の確保をはじめ、良好な水環境の維持・回復、循環型社会形成への貢献など、多面的な役割を持つ重要な施設です。

本町では、農業集落排水事業及び林業集落排水事業により、9地区で処理施設が稼働しているほか、これら以外の処理区域においては合併浄化槽の設置を促進しています。今後も日高川の水質保全と快適な環境づくりに向け、集落排水施設の構造物・機器の計画的な更新及びその適正管理と合併浄化槽の設置促進に努める必要があります。



## 【施策の体系】

上下水道の整備	水道施設未整備地区の整備
	水道施設の整備充実と適正管理
	水質の安全確保
	集落排水施設の適正管理と加入促進
	合併浄化槽の設置促進

## ◀主要施策▶

### （１）水道施設未整備地区の整備

谷水等を直接飲用している地区の施設整備を行い、安全・安心な飲料水の確保を図ります。

### （２）水道施設の整備充実と適正管理

- ① 上水道事業における水道施設を常に良好な状態に保つよう、計画的な更新及び耐震化を進めます。
- ② 地元管理の飲料水供給施設等については、施設の更新を推進するとともに、施設の維持管理支援の充実を図ります。

### （３）水質の安全確保

水源周辺の環境保全を図り、水源水質の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を実施し、水質の安全確保に努めます。

### （４）集落排水施設の適正管理と加入促進

農業集落排水施設・林業集落排水施設を整備した地区において、施設の計画的な更新及びその適正管理に努めるとともに、加入を促進します。

### （５）合併浄化槽の設置促進

集落排水事業の集合処理に適さない地区において、合併浄化槽の設置を促進します。

### 3. 廃棄物処理等環境衛生の充実

#### 【目的と方針】

循環型社会の形成に向け、広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿処理体制の充実を進めるとともに、リデュース（＝廃棄物を減らす）、リユース（＝再使用する）、リサイクル（＝再生利用する）に取り組む 3R 運動を促進します。  
また、町営斎場の適正管理に努めます。

#### 【現状と課題】

地球規模で環境保全やエネルギーのあり方が問われる中、消費者・生産者・行政の三位一体により、循環を基本とする廃棄物を出さない社会への移行が求められています。

本町のごみは、町指定ごみ袋とステッカーの導入により6種類に分別し、委託業者及び直営により収集し、御坊広域行政事務組合において広域的に処理及びリサイクルを行っています。そのような中、施設の耐用年数が迫っていることから大規模な改修が進められようとしています。

本町では、各戸への分別辞典の配布や広報・啓発活動をはじめ、学校等による集団回収や生ごみ処理機の購入に対する補助等を行い、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルの促進に努めています。

しかし、家庭から排出されるごみの量は依然として横ばいで推移しており、ごみ分別の徹底や減量化、リサイクル等の一層の促進が求められるほか、山間部を中心に不法投棄が後を絶たず、不法投棄への対応が課題となっています。

このため、収集体制や広域的なごみ処理・リサイクル体制の充実を進めるとともに、住民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底や 3R 運動の促進、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者によって収集し、御坊広域行政事務組合において広域的に処理しています。今後とも適正な収集・処理に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進していく必要があります。

本町には、川辺斎場と美山・中津斎場の2か所の斎場がありますが、老朽化が進んでいるため、対応が必要となっています。

■ごみ・し尿収集量の推移 (単位：t、kl)

	ごみ収集量	し尿収集量
平成 24 年	2,771.43	7,694.71
平成 25 年	2,626.15	7,734.94
平成 26 年	2,593.70	7,782.86
平成 27 年	2,828.77	7,886.76
平成 28 年	2,616.07	7,804.11

資料：御坊広域行政事務組合

## 【施策の体系】

廃棄物処理等 環境衛生の充実	ごみ収集・処理体制の充実
	3R 運動の促進
	ごみの不法投棄対策の推進
	し尿収集・処理体制の充実
	浄化槽の適正管理の促進
	斎場の適正管理

## ◀主要施策▶

### (1) ごみ収集・処理体制の充実

- ① 分別辞典の活用や広報・啓発活動の推進により、住民のごみ分別の徹底に努めます。
- ② 広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるごみ処理・リサイクル体制の充実を進めます。

### (2) 3R 運動の促進

広報・啓発活動の推進をはじめ、集団回収や生ごみ処理機の購入に対する補助等を通じ、住民や事業者の自主的な 3R 運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。

### (3) ごみの不法投棄対策の推進

広報・啓発活動の推進や関係機関との連携による監視・パトロール体制の充実等により、ごみの不法投棄の防止及び適正処理に努めます。

#### **(4) し尿収集・処理体制の充実**

許可業者への指導等により収集体制の充実に努めるとともに、広域的連携のもと、御坊広域行政事務組合によるし尿処理体制の充実を図ります。

#### **(5) 浄化槽の適正管理の促進**

浄化槽が適正に管理されるよう、保守点検・清掃・水質検査等の実施に関する啓発・指導に努めます。

#### **(6) 斎場の適正管理**

斎場について、老朽化の状況に応じて施設・設備の修繕等を行い、適正管理に努めます。

## 4. 公園・緑地・水辺の整備

### 【目的と方針】

いこいの場、交流の場、子どもの遊び場の確保、花と緑に囲まれた快適な環境づくりに向け、公園・緑地・水辺の整備充実を図ります。

### 【現状と課題】

公園や緑地は、人々のいこいの場、交流の場、子どもの遊び場としての機能を持つとともに、災害時の避難場所となる重要な施設です。

日高川と緑輝く森林をはじめとする豊かな自然に恵まれた本町には、かわべ天文公園や南山スポーツ公園、森林公園、水辺公園などのほか、自然の水や緑に親しめる場が数多くあります。

しかし、住民の生活に身近ないこいの場や子どもの遊び場としての公園の整備状況は十分とはいえず、身近な公園等の充実が求められているほか、観光・交流の場としての公園や緑地、親水空間の保全・充実が必要となっています。

このため、全町的な視点から、公園・緑地・水辺等の整備を検討していくとともに、既存公園の整備充実や維持管理体制の充実を図る必要があります。

### 【施策の体系】

公園・緑地・水辺 の整備	公園・緑地・水辺整備の検討・推進
	既存公園の整備充実と管理体制の充実

## 《主要施策》

### (1) 公園・緑地・水辺整備の検討・推進

全町的な視点に立ち、住民ニーズの動向を勘案し、また、観光的活用も視野に入れ、集落内における身近な公園や、河川や森林等を生かした特色ある親水・親緑空間の整備について検討・推進します。

### (2) 既存公園の整備充実と管理体制の充実

老朽化への対応や利用率の向上、安全性の向上に向け、既存公園の施設・設備の定期的な点検と整備充実を進めるほか、地域住民や各種団体等による公園・緑地等の維持管理を促進します。

## 5. 消防・防災の充実

### 【目的と方針】

南海トラフ地震等の発生が懸念されている中、平成 23 年台風 12 号災害や東日本大震災等の発生を踏まえ、災害や危機に強い安全・安心なまちづくりに向け、消防力の一層の強化を図るとともに、地域防災計画に基づき、総合的な防災・減災体制の確立及び危機管理体制の充実を図ります。

### 【現状と課題】

安全・安心への人々の意識がさらに高まる中、大地震への備えをはじめとする消防・防災体制の一層の充実が求められています。

本町の消防体制は、非常備消防として、8分団、263人で構成される消防団が組織されているほか、常備消防として、日高広域消防事務組合中津出張所が設置されており、互いに連携して消火活動や防火活動を行っています。

しかし、消防団においては少子高齢化の進行等に伴い、団員の高齢化や団員数の減少が進み、団員の確保や昼間の消防力の維持が課題となっているほか、常備消防についても、広大な面積や火災発生要因の複雑・多様化に対応した体制の充実や、さらなる広域化への対応が求められています。また、消火栓や防火水槽等の消防水利をはじめとする施設面の充実も必要となっています。

防災面については、平成 23 年台風 12 号災害や東日本大震災の発生をはじめ、東海・東南海・南海地震の発生確率や、ほとんどが森林で、災害時に孤立するおそれのある集落が点在する本町の特性を十分に踏まえた総合的な防災・減災体制の確立が急務となっています。

このような中、本町では、平成 28 年度に、今後の防災全般の総合的な指針として、地域防災計画の見直しを行いました。今後は、この計画に基づき、災害時の情報伝達手段や地域における自主防災体制の充実をはじめ、町及び防災関係機関、住民が一体となった総合的な防災・減災体制を早期に確立していくとともに、災害の未然防止に向けた治山・治水対策を進めていく必要があります。

さらに、平成 30（2018）年度には防災・減災体制の拠点となる防災センターを整備し、防災体制及び救援物資の集積・運搬等の機能強化に向けた取り組みを進めています。また、防災に関する展示室を設けることにより、住民の日頃の防災意識の高揚に努めています。

また、世界各地でテロが発生するなど、国際情勢の緊張感が高まっている中、有事への備えも求められていることから、武力攻撃等による緊急事態に向けた対策に取り組むことも必要です。

■火災発生状況

(単位：件、人)

	発生件数				死傷者数	
	総数	建物	林野	その他	死者	傷者
平成 24 年	7	4	0	3	1	50
平成 25 年	7	3	0	4	0	32
平成 26 年	8	4	1	3	0	32
平成 27 年	4	2	0	2	2	32
平成 28 年	4	1	0	3	0	35

資料：日高広域消防事務組合  
注) 各年 1 月～12 月

【施策の体系】

消防・防災の充実	消防団等の充実
	常備消防・救急体制の充実
	消防施設・設備の整備
	総合的な防災・減災体制の確立
	治山・治水対策の促進
	武力攻撃等緊急事態対策の推進

◀主要施策▶

(1) 消防団等の充実

- ① 住民の理解と協力を求めながら、消防団及び行政が一体となって団員確保に取り組むとともに、研修・訓練の推進による団員の資質向上等に努め、消防団の充実を図ります。
- ② 婦人防火クラブに対しては、災害時には自主防災組織と連携した活動が行えるよう、日頃から避難所運営や炊き出し等の訓練に取り組めます。
- ③ 防災士資格の取得を促進することにより、平常時より災害に対する意識の向上を図り、災害時における地域防災リーダーの育成に努めます。



## **(2) 常備消防・救急体制の充実**

広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実等を進め、日高広域消防事務組合による常備消防・救急体制の充実を図るとともに、関係自治体との協調のもと、常備消防のさらなる広域化に向けた取り組みを進めます。

## **(3) 消防施設・設備の整備**

老朽化や能力不足等の状況に応じ、消防ポンプ自動車や詰所、消火栓や防火水槽などの消防水利をはじめとする各種消防施設・設備の計画的な更新を図ります。

## **(4) 総合的な防災・減災体制の確立**

平成 23 年台風 12 号災害及び東日本大震災等を教訓として、地域防災計画等の指針に基づいた、総合的な防災・減災体制の確立に向けて取り組みます。特に、防災マップの定期的更新、災害時の情報伝達手段の一層の充実、防災倉庫の整備、自主防災組織の実質的な活動の促進、避難行動要支援者の避難支援体制の充実等を重点的に進めます。さらに、広域的な防災・減災対策として、周辺地域における高速道路のサービスエリアを、大災害時における津波からの緊急避難所や救急物資の集積・搬送の拠点、緊急医療活動の拠点として整備することを関係機関に提言していきます。

## **(5) 治山・治水対策の促進**

水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、日高川水系河川整備計画の事業実施の早期着工、日高川の引提工事や支流である堂閉川・矢田川等の整備を行うなどの河川改修を推進するとともに、椿山ダムの洪水調節等の見直しを行い、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を促進します。

## **(6) 武力攻撃等緊急事態対策の推進**

武力攻撃等の緊急事態に対処するため、国民保護計画の見直しの検討を進めるとともに、情報提供や関係機関の連携協力などの取り組みを進めます。

## 6. 交通安全・防犯の充実

### 【目的と方針】

交通事故や犯罪のない安全で住みよいまちづくりに向け、関係機関・団体との連携のもと、交通安全・防犯対策のさらなる充実を図ります。

### 【現状と課題】

近年、交通事故は全国的に減少傾向にありますが、高齢者の交通事故防止を中心とした安全対策の強化が求められています。

本町では、警察や交通安全協会などの関係機関・団体と連携し、交通指導員を中心とした交通安全教育や啓発活動を推進し、住民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、危険箇所の点検等を行い、道路環境の向上や交通安全施設の整備を進めています。

本町における交通事故の発生状況については、若干の減少傾向にありますが、道路網の整備に伴う交通量の増加や車両の通行速度の上昇など、解決すべき課題が残されています。

このため、今後の交通量の一層の増加や高齢化の進行等も勘案しながら、住民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、子どもから高齢者まで、交通安全意識の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を進めていく必要があります。

また、近年、子どもが被害者となる凶悪犯罪やインターネットを使った顔の見えない犯罪の発生、犯罪の低年齢化、広域化等を背景に、防犯体制の強化が強く求められています。

本町では、警察などの関係機関・団体と連携し、パトロールの実施や啓発活動の推進、各種防犯・地域安全活動の促進、LED 防犯灯の設置促進等を通じ、犯罪の未然防止に努めています。

しかし、近年、犯罪は全国的には減少傾向にあるものの、本町においては、農山村地域の防犯意識の低さを狙った窃盗や電話を使った詐欺事件など、高齢者や子どもなどの弱者を標的とした犯罪事例が増加傾向にあります。

このため、今後一層、住民の防犯意識の高揚や防犯体制の強化を進めるとともに、犯罪被害者への対応の充実を図るなど、幅広い取り組みを進めていく必要があります。

■交通事故発生状況

(単位：件、人)

	発生件数		死傷者数	
	総数	死者	傷者	
平成 24 年	35	1	50	
平成 25 年	25	0	32	
平成 26 年	24	0	32	
平成 27 年	23	2	32	
平成 28 年	22	0	35	

資料：和歌山県警本部  
注) 各年 1 月～12 月

■高齢者（65 歳以上）の交通事故発生状況

(単位：件、人)

	発生件数		死傷者数	
	総数	死者	傷者	
平成 24 年	13	1	11	
平成 25 年	9	0	5	
平成 26 年	10	0	7	
平成 27 年	11	1	7	
平成 28 年	11	0	7	

資料：和歌山県警本部  
注) 各年 1 月～12 月

【施策の体系】

交通安全・防犯の 充実	交通安全に関する啓発等の推進
	交通安全施設の整備
	事故や犯罪の起こりにくい環境づくり
	防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進
	SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進
	防犯灯及び防犯カメラの設置促進
	犯罪被害者への対応
	消費者支援の充実

## 《主要施策》

### （１）交通安全に関する啓発等の推進

警察や関係団体等との連携のもと、交通指導体制の充実を進めながら、各年齢層に応じた効果的な啓発活動や交通安全教育を推進し、住民の交通安全意識の向上を図ります。

特に高齢者の交通事故防止の観点から、警察や町交通指導委員会、交通安全協会と連携を図り、老人クラブ等に対する交通安全啓発活動を進めます。

### （２）交通安全施設の整備

- ① 地域住民との連携のもと、危険箇所の点検・調査を行いながら、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。
- ② 通学道路等の歩道整備を推進し、通学路合同安全点検の実施と対策の検討を図ります。

### （３）事故や犯罪の起こりにくい環境づくり

道路や公園などの公共空間における見通しの確保や死角の解消に向けて取り組むなど、事故や犯罪の起こりにくい環境づくりに努めます。

### （４）防犯に関する啓発等の推進と防犯活動の促進

警察や関係団体等との連携のもと、パトロール活動や啓発活動等を推進し、住民の防犯意識の高揚や自主的な防犯・地域安全活動の促進を図るほか、活動の活発化に向け、自治防犯組織の育成に努めます。

### （５）SNS 等による犯罪に対する啓発等の推進

近年、世代を問わず普及している Facebook や LINE、Twitter 等のソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を利用した犯罪が急増していることから、消費者相談窓口の充実を図るとともに、警察等関係機関との連携のもと、啓発活動を通じた被害の未然防止に努めます。

## **(6) 防犯灯及び防犯カメラの設置促進**

夜間の通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、各地区における LED 防犯灯の設置支援と防犯カメラの設置促進に努めます。

## **(7) 犯罪被害者への対応**

犯罪被害に対する速やかな対応を図るため、積極的に関係機関との連携を図ります。

## **(8) 消費者支援の充実**

- ① 県消費生活センター等関係機関との連携のもと、広報紙や CATV、パンフレット等の活用、講座・教室の開催等を通じ、消費者への啓発、消費生活情報の提供を図ります。
- ② 被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、県消費生活センター等関係機関との連携のもと、相談体制の充実に努めます。

## 第6章 ともに創る自立したまち

### 1. 一人ひとりを尊重するまちづくりの推進

#### 【目的と方針】

住民の社会性と協調性を育みつつ、すべての人々の「個」が尊重され、だれもが分け隔てられることなく、ともに生きることができるまちづくりを進めます。

#### 【現状と課題】

性別や世代、障がいの有無に関わらず、社会を構成するすべての人々が尊重され、ともに生きることができるまちづくりが求められています。

本町では、基本的人権の尊重と人権意識の高揚、男女共同参画に関する意識改革に取り組んできた中で、住民間にその意識が浸透しつつあり、着実に成果を上げてきています。

しかしながら、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人などにおいて、今なお人権侵害が見受けられるほか、近年は家庭内暴力や虐待、インターネット上での人権侵害など、より対応の強化が求められる問題に加え、職場などにおける力関係を不当に利用した人権侵害など、新たな問題も発生しています。

このため、今後は、あらゆる機会を捉えた人権意識の啓発とともに、差別や偏見、虐待などのない、「個」の尊厳が大切にされ、なおかつだれもが分け隔てられることなく、自分らしく生きることができるまちづくりを進めることが求められています。

#### 【施策の体系】

一人ひとりを 尊重する まちづくりの推進	人権教育・啓発推進体制の充実
	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
	男女共同参画に関する指針の見直し
	男女平等の実現に向けた意識改革の推進
	政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進
	労働・雇用における個性と能力の発揮
	相談体制等の充実

## 《主要施策》

### (1) 人権教育・啓発推進体制の充実

人権推進会を中心として、関係機関・団体をはじめ、地域、学校等との連携を一層強化するとともに、指導者の養成・確保を図り、自発的な人権教育や啓発活動が行える体制の整備に努めます。

### (2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

これまでの取り組みを踏まえ、内容・方法等の充実を図りながら、学校、家庭、地域、職域、その他あらゆる場を通じ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などの各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

### (3) 男女共同参画に関する指針の見直し

これまでの成果と課題を踏まえた、さらなる取り組みを計画的に進めるため、男女共同参画基本計画の見直しを図ります。

### (4) 男女平等の実現に向けた意識改革の推進

広報・啓発活動の充実をはじめ、男女平等の視点に立った学校教育の推進や学習機会の充実、気運の醸成等を通じ、固定的な性別役割分担意識の解消や社会慣行の見直し、男女平等意識の浸透に向けた取り組みを推進します。

### (5) 政策・方針決定過程への男女均等な参画の促進

町の審議会や委員会への女性の積極的な登用、町女性職員の職域の拡大と管理職への登用、事業者等への女性登用に関する情報提供、女性の能力向上に向けた講座・教室の開催、女性団体の活動支援等を行うとともに、政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進に努めます。

## **(6) 労働・雇用における個性と能力の発揮**

男女がともに対等な立場で働くことができるよう、育児・介護等にかかる休業制度の活用や仕事と家庭の両立を促す情報提供など、ワーク・ライフ・バランスの促進に関する支援等を行い、働きやすい職場環境づくりを促すとともに、職業能力の開発・向上のための支援や自営業における就業環境の整備促進等に努めます。

## **(7) 相談体制等の充実**

DV などの暴力をはじめ、男女共同参画に関する住民のさまざまな悩みに応えるため、関係機関との連携を強化し、安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、DV 被害者等の保護や自立支援、男女の人権を損なうような表現並びに過度の性的な表現の排除のための取り組み等に努めます。



## 2. コミュニティ力の発揮

### 【目的と方針】

住民自治による個性的で自立した地域づくり、支え合い助け合う地域づくりが行われるとともに、その力を十分に発揮できるよう、コミュニティの活力を促進する環境整備を進めます。

### 【現状と課題】

人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等によるコミュニティの弱体化が全国的に懸念される中、ともに助け合い支え合いながら地域の課題を自ら解決していくコミュニティ機能の再生が大きな課題となっています。

本町には、豊かな自然や歴史文化、農山村としての歩みなどを背景に、古くから培われてきた人情や地域のつながりが色濃く残っており、85の行政区ごとに自治組織が形成され、さまざまな活動が展開されています。

そのような中で、近年、農業や田舎暮らしなどの体験事業の実施により、都会からの移住者が増加傾向にあります。しかし、人口減少や少子高齢化には歯止めがかからず、全体的にコミュニティ活動が停滞している状況であり、引き続き大きな課題となっています。

特に山間部を中心に、世帯数の減少などに伴い、コミュニティ活動が困難になってきており、一部地域で集落再生の取り組みを試行するなど、コミュニティの再生に努めているところです。

このような状況を踏まえ、今後とも、人口減少及び少子高齢化のさらなる進行など、社会経済情勢の変化を見通しながら、コミュニティの再生と創造、集落機能の維持に向けた環境整備を総合的に推進する必要があります。

### 【施策の体系】

コミュニティ力の 発揮	コミュニティ意識の啓発
	コミュニティ活動の活性化支援
	集落機能の維持推進

## 《主要施策》

### (1) コミュニティ意識の啓発

広報・啓発活動の推進や講座・教室の開催等を通じ、住民のコミュニティ意識、自治意識の高揚に努めます。

### (2) コミュニティ活動の活性化支援

既存の自治組織の活動及び活動拠点となる集会施設等の整備充実に対する支援を引き続き行い、活動の活発化を促進します。

### (3) 集落機能の維持推進

既存の自治組織単位の再編による新たなコミュニティの設定と育成をはじめ、新時代のコミュニティの育成に向けた支援施策について検討・推進するとともに、集落機能の維持に向けた取り組みを総合的に進めます。

### 3. 協働のまちづくりの推進

#### 【目的と方針】

住民と行政とが力を合わせた協働のまちづくりを進めていくために、多様な分野において住民と行政との新たな関係の構築を進めます。

#### 【現状と課題】

財政状況が一層厳しさを増す中で、多様化する住民ニーズに効果的に対応し、自主自立のまちづくりを進めていくためには、住民と行政との協働のまちづくりが必要不可欠です。そのためには、住民と行政とが情報・意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。

本町では、広報紙やホームページ、CATV、地区懇談会、アンケート調査等を通じた広報・広聴活動を行い、住民への情報提供や意見の反映に努めているほか、情報公開条例の制定のもと、情報公開を推進しています。また、審議会や委員会の開催を通じた各種行政計画の策定への住民参画の促進、各種住民団体の活動支援などに努めています。

今後は、こうした取り組みをさらに充実させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、住民参画・協働を促進する施策を総合的に進めていく必要があります。

#### 【施策の体系】

協働のまちづくり の推進	広報・広聴活動の充実
	情報公開の推進
	各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進
	公共施設の整備・管理等への住民参画・協働の促進
	ボランティア、NPO等の育成

## 《主要施策》

### (1) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページ、CATV による文字放送等を通じた広報活動の充実に努めるとともに、地区懇談会やアンケート調査等を活用した広聴活動の充実に努めます。

### (2) 情報公開の推進

住民参画による公正で開かれた町政運営を進めるため、文書管理体制の充実のもと、個人情報保護に留意しながら、適切かつ円滑な情報公開を推進します。

### (3) 各種行政計画の策定等への住民参画・協働の促進

審議会や委員会への住民の参画やワークショップ、パブリックコメントの実施など、各種行政計画の策定、点検・評価、見直しへの住民参画・協働体制の充実に努め、政策形成過程からその見直しまでの住民の参画・協働を促進します。また、地域住民の声を町の施策に反映させ、地域の特性に応じた活性化施策の推進に努めます。

### (4) 公共施設の整備・管理等への住民参画・協働の促進

公共施設管理計画に基づき、指定管理者制度の活用や外部委託等の外部活力を導入するなど、公共施設の整備・管理や公共サービスの提供への住民参画・協働を促進します。さらに、適切な官民連携に取り組み、時代の流れに対応した施設計画や管理、運営を模索・検討します。

### (5) ボランティア、NPO 等の育成

今後のまちづくりの担い手として、各種住民団体はもとより、ボランティアやNPO等の育成に努めます。

## 4. 自主自立の自治体経営の推進

### 【目的と方針】

地方分権時代にふさわしい自主自立のまちを創造・経営していくため、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、行財政改革を継続的に推進します。

### 【現状と課題】

地方分権が進展する中、これからの地方公共団体には、住民との協働を基本に、限られた経営資源を有効に活用しながら、自らの責任と判断で自主自立のまちを創造し、将来にわたって持続的に経営していくことができる行財政能力が一層強く求められています。

本町ではこれまで、町村合併後の行財政改革の強力な推進により、着実にその成果を上げてきました。

しかし、人口減少や少子高齢化等を背景に、引き続き厳しい財政運営を迫られることが予想されるほか、安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会経済情勢の急速な変化を十分に踏まえた自治体経営が求められています。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を十分に踏まえながら、行政運営の効率化及び組織機構の見直しをはじめ、定員管理の適正化や人材育成、健全な財政運営の推進など、行財政改革を継続的に推進していく必要があります。

### 【施策の体系】

自主自立の自治体 経営の推進	持続可能な行財政運営の推進
	広域行政の推進

## 《主要施策》

### （１）持続可能な行財政運営の推進

- ① 事務事業のさらなる見直しをはじめ、組織の再編成、公共施設の運営管理の見直し、補助事業の検証、使用料・手数料の見直しなど、行財政運営の効率化及び組織機構の見直しを進めます。
- ② 行政と民間の役割分担を見直し、民間に委ねることが適当な事業については、行政責任の確保や行政サービスの維持向上に十分留意しつつ、民間委託等を推進します。さらに、積極的な公民連携に努めます。
- ③ 定員管理の適正化に向け職員数の削減に努めるとともに、人材育成を目的に導入した人事評価制度を活用し、職員一人ひとりの政策形成能力とその実践力の向上に努めます。
- ④ 地方公営企業及び土地開発公社について、経営の健全化に向けた取り組みを進めます。
- ⑤ 上記の行財政改革の推進とともに、財政状況の分析・公表を行いながら、事業効果や優先度等を総合的に勘案して効率的な財源配分を図り、持続可能な財政運営を推進します。
- ⑥ ふるさと納税の取り組みを進めるなど、自主財源の確保に努めます。

### （２）広域行政の推進

- ① 御坊周辺広域市町村圏の一体的な発展に向け、「御坊周辺広域市町村圏計画」に基づく施策・事業を推進するとともに、その他の一部事務組合や広域連合による共同事業の充実に努めます。
- ② 国や県の動向等も注視しながら、新たな広域連携のあり方について検討していきます。

# 資料編

## 1. 諮問書・答申書

### 【諮問書】

日川企第344号  
平成29年8月29日

日高川町長期総合計画審議会  
会長 細尾隆男様

日高川町長 久留米 啓史

#### 第2次日高川町長期総合計画について（諮問）

日高川町の現状と社会・経済情勢の変化を踏まえ、まちづくりの指針となる第2次日高川町長期総合計画を策定するにつき、貴審議会の意見を求めます。



## 【答申書】

平成30年3月9日

日高川町長 久留米啓史 様

日高川町長期総合計画審議会  
会長 細尾隆男

### 第2次日高川町長期総合計画(案)について (答申)

平成29年8月29日付け日川企第344号で諮問のあった第2次日高川町長期総合計画(案)について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

#### 答申

平成39年度を目標とする第2次日高川町長期総合計画(案)は、本町を取り巻く社会・経済情勢を十分に踏まえ、現状の見極めと将来の展望を的確に捉えた上で、今後のまちづくりの方針を明記したものであり、妥当であると認めます。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項への十分な配慮とともに、その実現に向けて努力されるよう要望します。

#### 記

1. 本計画を住民と行政の共通の指針と位置づけ、その趣旨と内容を広く住民に周知し、住民の参画と協働のもと計画実現に向けて努力されたい。
2. 国、県、周辺市町及び関係機関等と緊密な連携を図り、職員が一丸となって取り組むことはもとより、本計画の実現に向けて、専門的な知識の習得やリーダーの育成等の職員の資質向上にも努力されたい。
3. 限られた財源を有効に活用し、人口減少対策や過疎対策をはじめとする重点施策に優先順位を勘案し取り組まれたい。
4. 行財政運営の効率化等の行財政改革に取り組み、持続可能な行財政運営を推進されたい。
5. 本計画の実施に関して、各分野の実施計画の策定や政策立案等においては、本計画を常に意識し、また本計画の実行においては、評価・検証を行い、その結果を公表するとともに必要に応じて見直しを行うなど、本計画が必ずや「まちづくり」に生かされるものとされたい。

## 2. 日高川町長期総合計画審議会条例

平成19年3月15日

条例第3号

改正 平成19年6月22日条例第22号

平成22年6月29日条例第16号

平成25年9月20日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、日高川町長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の長期総合計画の策定に関する事項について審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 議会の議員の代表者
- (2) 関係機関及び各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であっても、長期総合計画の策定が完了し、又はその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員に報酬を支給する。

2 委員の報酬の額は、予算において定める。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月22日条例第22号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第16号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年9月20日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

### 3. 日高川町長期総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	役職・分野	備 考
1号委員	熊 谷 重 美	議会議員	
2号委員	小 池 敬 治	川辺地区 区長会 会長 日高川町区長会 連絡協議会 副会長	
	細 尾 隆 男	中津地区 区長会 会長 日高川町区長会 連絡協議会 会長	会 長
	浅 間 俊 幸	美山地区 区長会 会長 日高川町区長会 連絡協議会 副会長	
	東 田 博 之	日高川町教育委員会 教育長職務代理	
	林 保 行	日高川町社会福祉協議会 会長	副会長
	寺 口 徹	紀州農業協同組合 営農指導課 日高川営農指導センター長	
	中 家 哲	紀中森林組合 組合長理事	
	黒 田 量 也	日高川町商工会 会長	
	石 倉 忠 明	日高川町観光協会 会長	
	龍 田 雅 人	日高川町農業委員会 会長	
3号委員	神 内 義 博	ゆめ倶楽部 21 田舎くらし受入部会 部会長	
	中 村 秀 美	学識経験者（農業）	
	井 原 雅 子	学識経験者（前回委員）	
	吉 田 彩 乃	学識経験者（移住・定住）	

## 4. 策定経過

日 時	内 容
平成 28 年 12 月 13 日 (火) ～平成 29 年 2 月 7 日 (火)	地区別関係団体ヒアリングの実施
平成 29 年 2 月 1 日 (水) ～平成 29 年 2 月 8 日 (水)	保育所保護者アンケートの実施
平成 29 年 8 月 29 日 (火)	第 1 回 第 2 次日高川町長期総合計画審議会 ○計画の策定方針等について ○基本構想（骨子案）について
平成 29 年 10 月 31 日 (火)	第 2 回 第 2 次日高川町長期総合計画審議会 ○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
平成 30 年 2 月 6 日 (火)	第 3 回 第 2 次日高川町長期総合計画審議会 ○第 2 次日高川町長期総合計画（素案）について ○指標の設定について
平成 30 年 2 月 19 日 (月) ～平成 30 年 3 月 5 日 (月)	パブリックコメントの実施
平成 30 年 3 月 9 日 (金)	第 4 回 第 2 次日高川町長期総合計画審議会 ○第 2 次日高川町長期総合計画（案）の答申について
	審議会から町長へ答申

## 5. 成果指標の設定

指標名	単位	平成 28 (2016) 年度 (実績)	平成 34 (2022) 年度 (目標)
<b>●住みたい・住み続けたい基盤が整ったまち</b>			
◇住環境の維持・向上			
合併浄化槽への移行が完了した町営住宅戸数(割合)	戸 (%)	170 (79.1)	215 (100.0)
◇土地の有効利用			
地籍調査事業進捗率	%	67.99	90.00
◇道路・交通ネットワークの整備			
町道の改良延長(率)	km (%)	168.246 (36.5)	171.000 (37.1)
◇情報ネットワークの整備			
町ホームページの平均アクセス数	件/月	4,500	6,750
携帯電話の不感地区	地区	9	5
<b>●活力と交流に満ちた元気産業のまち</b>			
◇農業の振興			
認定農業者数	人	122	150
新規就農者数*	人	5	10
担い手への農地の集約面積	ha	216	250
ほ場整備率	%	水田 31.8 畑 13.7	水田 35.0 畑 15.0
農産物加工グループ数	団体	19	21

※平成 28 (2016) 年度(実績)：第 1 次長期総合計画(後期計画)期間中(平成 25 (2013)～29 (2017) 年度)における累計(見込み)

平成 34 (2022) 年度(目標)：本計画の計画期間(平成 30 (2018)～34 (2022) 年度)における累計

指 標 名	単 位	平成 28 (2016)年度 (実績)	平成 34 (2022)年度 (目標)
◇林業の振興			
素材生産量	m <sup>3</sup>	10,088	14,000
紀州備長炭生産量	t	446	450
乾シイタケ生産量	t	1.9	2.0
シキミ生産量	kg	612	800
サカキ生産量	kg	22,376	27,000
◇商工業の振興			
プレミアム商品券の発行による 地元消費喚起額	万円	1,800	1,800
町内事業者数	社	434	434
◇観光の振興			
観光入込客数	人	726,847	850,000
体験観光入込客延人数	人	2,192	2,500
農家民泊延人数	人	171	200
外国人の農家民泊延人数	人	116	200
◇雇用対策の推進と後継者の定住促進			
移住世帯数	世帯	9	45

指 標 名	単 位	平成 28 (2016)年度 (実績)	平成 34 (2022)年度 (目標)
<b>●豊かな心を育む教育・文化のまち</b>			
◇生きる力を育む学校教育の推進※			
学校に行くのが楽しいと思う児童の割合 (小学校)	%	93.2	100.0
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合 (中学校)	%	83.0	100.0
読書を好きと思う児童の割合 (小学校)	%	75.7	100.0
読書を好きと思う生徒の割合 (中学校)	%	84.9	100.0
朝食を食べる児童の割合 (小学校)	%	93.2	100.0
朝食を食べる生徒の割合 (中学校)	%	98.1	100.0
◇学校・家庭・地域が連携した教育の推進、青少年の健全育成			
青少年体験活動の参加者数	人	185	200
地域学習に協力する団体数	団体	0	3
青少年団体数	団体	2	3
◇生涯学習の推進			
生涯学習関連施設の稼働率	%	93.0	95.0
◇文化芸術活動の振興と地域文化の保存・活用・継承			
文化関連施設の稼働率	%	4.0	10.0
◇元気を生み出すスポーツの振興			
スポーツ施設の稼働率	%	41.0	50.0

※指標名及び実績については、平成 29 年度全国学力・学習状況調査質問紙調査結果による。



指 標 名	単 位	平成 28 (2016) 年度 (実績)	平成 34 (2022) 年度 (目標)
<b>●だれもが元気になる健康福祉のまち</b>			
◇健康づくり・医療体制の充実			
特定健康診査受診率	%	46.1	60.0
特定保健指導実施率	%	33.6	60.0
食生活改善推進員数	人	76	80
◇地域福祉の充実			
福祉ボランティア登録者数	人	262	300
福祉ボランティア団体数	団体	21	30
◇子育て支援の充実			
乳幼児健診受診率	%	97.2	100.0
子育て支援センターの延利用者数	人	2,280	2,700
◇高齢者支援の充実			
週1回以上外出していない高齢者の割合	%	8.0	6.0
高齢者人口に対する要介護認定者の割合	%	20.4	18.0
認知症サポーター登録者数	人	1,620	2,400
介護予防講演会参加者数	人	202	230
ふれあいいきいきサロン参加者数	人	3,596	3,700
◇障害者支援の充実			
グループホーム数	箇所	1	2
一般就労への移行者数	人	0	2
共同作業所施設数	箇所	2	3
◇社会保障の周知			
国民健康保険税収納率(現年分)	%	97.57	98.00
国民健康保険被保険者の1人当たりの年間医療費	円	385,752	400,000
生活保護受給世帯から自立した世帯数	世帯	2	3
被保護世帯数	世帯	33 (平成28年3月31日現在)	30

指標名	単位	平成 28 (2016)年度 (実績)	平成 34 (2022)年度 (目標)
<b>●自然と共生する快適・安全なまち</b>			
◇自然環境と調和したまちの創造			
花いっぱい運動に取り組む団体数	団体	26	30
◇上下水道の整備			
上水道管の耐震適合率 <sup>※1</sup>	%	48.4	50.0
汚水処理人口普及率 <sup>※2</sup>	%	85.8	90.0
◇廃棄物処理等環境衛生の充実			
クリーン作戦参加団体数	団体	67	84
集団廃品回収活動団体数	団体	13	15
◇消防・防災の充実			
防災訓練への参加者数	人	500	5,000
◇交通安全・防犯の充実			
交通安全教室実施回数	回	9	14
<b>●ともに創る自立したまち</b>			
◇自主自立の自治体経営の推進			
ふるさと納税の額	千円	1,075	30,000

※1…耐震適合率：耐震適合管路延長／総管路延長

※2…汚水処理人口普及率：汚水処理人口／住民基本台帳人口

## 6. 用語解説

### 【あ行】

#### ◇ICT

Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。従来広く使われている「IT（Information Technology）」（情報技術）にコミュニケーションを加えた表現。

#### ◇I・J・Uターン

都市部で生まれ育った人が、自然に恵まれた環境や人とのふれあいを重視したライフスタイルを求めて地方に転居すること（＝Iターン）、地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、元の生まれ故郷でない近隣の別の地方に転居すること（＝Jターン）、元々地方で生まれ育った人が都市部での生活ののち、再び地元に戻ることをまとめて呼称したもの。

#### ◇SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称。人と人とのコミュニケーションを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Twitter や Facebook、LINE、Instagram などがある。

#### ◇NPO

Non-Profit Organization（非営利団体）の略。営利を目的としない公共的な活動を行う民間団体。

### 【か行】

#### ◇キャリア教育

キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。ニートやフリーターの増加が社会的な問題となっている今、子どもの勤労観・職業観を養い、将来を考えさせるきっかけを与えることは、学校教育でも重視されつつある。

#### ◇協働

住民や行政、その他のまちづくりに関わるさまざまな立場の人が互いに尊重し合い、それぞれが対等な立場で協力し、ともに活動すること。

#### ◇交流居住

都市住民が、都市と田舎の両方に滞在拠点をもち、仕事や余暇で使い分け、地元の人たちとの交流を楽しみながら生活するという新しい生活様式。

### ◇コミュニティ

共通の目的や問題意識を持ち、相互の情報交換や情報共有を通して、共同で目的の実現を推進する人の集まり。自治会等、地域のつながり（地縁）によって集まる地域型コミュニティや、個々の関心や趣味など特定のテーマによって集まるテーマ型コミュニティがある。

## 【さ行】

### ◇循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

### ◇食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 【た行】

### ◇第1次産業

農業、林業、漁業を指す。

### ◇第2次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業を指す。

### ◇第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業などを指す。

### ◇地域包括ケアシステム

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう整えられた、介護、医療、予防、住まい、生活支援・福祉サービス等の提供体制のこと。

### ◇特化係数

自治体の域内従業者数全体に占める産業別構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して従業者数が多いことを示す。特化係数が高い産業ほど本町における従業者が多く、本町の特色を示す産業であるといえる。

## 【な行】

### ◇二地域居住

都市住民が、農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つ生活様式。

## 【は行】

### ◇バリアフリー

高齢者や障がいのある人などの諸活動を制約する障壁（バリア）を取り除くこと。

## 【ま行】

### ◇民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

## 【ら行】

### ◇ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。

### ◇療育

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行う、治療と保育のこと。





第2次  
日高川町長期総合計画

発行年月：平成30年3月

発行：日高川町

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

TEL:0738-22-2041(企画政策課)